

令和3年

双葉町議会会議録

第3回定例会

9月9日開会～9月15日閉会

双葉町議会

令和3年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9月9日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
行政報告	8
報告第7号	9
議案第72号から議案第99号までの一括上程	9
議案第72号から議案第99号までの提案理由の説明	10
議案第100号の上程、説明	15
諮問第1号の上程、説明	16
監査報告	16
一般質問	17
5番 菅野博紀君	17
1番 山根辰洋君	32
散 会	41

第 7 日 (9月15日)

議事日程	43
------------	----

出席議員	4 5
欠席議員	4 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4 5
職務のため議場に参加した者の職氏名	4 5
開 議	4 6
議事日程の報告	4 6
議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 7 8 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 7 9 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 8 0 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 8 1 号の質疑、討論、採決	5 1
議案第 8 2 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 8 3 号の質疑、討論、採決	5 4
議案第 8 4 号の質疑、討論、採決	5 5
議案第 8 5 号の質疑、討論、採決	5 8
議案第 8 6 号の質疑、討論、採決	5 9
議案第 8 7 号の質疑、討論、採決	5 9
議案第 8 8 号の質疑、討論、採決	6 0
発言の取消し	6 1
議案第 8 9 号の質疑、討論、採決	6 1
発言の訂正	6 6
議案第 9 0 号の質疑、討論、採決	6 7
議案第 9 1 号の質疑、討論、採決	6 8
議案第 9 2 号の質疑、討論、採決	6 9
議案第 9 3 号の質疑、討論、採決	7 0
議案第 9 4 号の質疑、討論、採決	7 1
議案第 9 5 号の質疑、討論、採決	7 6
議案第 9 6 号の質疑、討論、採決	7 7

議案第97号の質疑、討論、採決	78
議案第98号の質疑、討論、採決	79
議案第99号の質疑、討論、採決	81
議案第100号の質疑、討論、採決	82
諮問第1号の質疑、討論、採決	83
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	86
議員派遣の件	86
閉 会	86

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

3 双葉町告示第 1 4 号

令和 3 年第 3 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 2 0 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 3 年 9 月 9 日 (木)
午前 1 0 時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和3年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月9日（木曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第 7号 令和2年度双葉町一般会計継続費精算の報告について
- 日程第7 議案第 72号 双葉町児童館使用料条例等の廃止について
- 日程第8 議案第 73号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 74号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 75号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 76号 双葉町児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 77号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第 78号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第 79号 宮ノ脇・森合線（森合橋）災害復旧工事の施工に関する協定の一部変更について
- 日程第15 議案第 80号 石熊橋（下部工）橋梁災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第 81号 前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第 82号 マンホールポンプ更新等工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第 83号 個人用電子式線量計購入契約の締結について
- 日程第19 議案第 84号 対償土地の取得について
- 日程第20 議案第 85号 土地の取得について
- 日程第21 議案第 86号 双葉町と富岡町との間における事務の委託に関する協議について
- 日程第22 議案第 87号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第23 議案第 88号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第24 議案第 89号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第25 議案第 90号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第 91号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第 92号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第28 議案第 93号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第29 議案第 94号 令和2年度双葉町一般会計決算の認定について
日程第30 議案第 95号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第31 議案第 96号 令和2年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
日程第32 議案第 97号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
日程第33 議案第 98号 令和2年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
日程第34 議案第 99号 令和2年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第35 議案第100号 双葉町教育委員会委員の任命について
日程第36 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第37 一般質問

5番 菅野博紀君

1番 山根辰洋君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、石田翼君、5番、菅野博紀君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月2日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月15日までの7日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、山根辰洋君。

（産業厚生常任委員長 山根辰洋君登壇）

○産業厚生常任委員長（山根辰洋君） おはようございます。産業厚生常任委員会委員長、山根辰洋です。私より、閉会中の所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告いたします。

事件名。準備宿泊に向けた町の取り組みに関する調査、その他。

調査は、6月24日、7月16日、8月3日の3回行いました。

調査の内容は、当常任委員会の所管である住民生活課、健康福祉課、農業振興課の業務状況について説明をいただき、それに基づき調査を行いました。委員会の報告としまして、次の5点を提言いたします。

①、住民の準備宿泊意向調査に合わせた迅速なインフラ整備の実施。町内インフラ整備は準備宿泊を行う上で最も重要な点であるため、準備宿泊が開始される前に確実な整備を行うために、準備宿泊意向に沿い、優先順位を決めた迅速な復旧対応を行うことを求めます。

②、放射線防護に関する柔軟な対応の実施。放射線防護が徹底されるよう準備宿泊希望者の実情に合わせた、キワ除染の徹底や周辺環境における先行的な除染対応等、線量が下がらない場合は安全基準まで低減されるよう継続的対応を求めます。

③、防犯における緊急連絡及び体制整備。24時間巡回している住民パトロール隊や警察等の防犯業務に当たる関係者が連携し、関係者間の情報共有、住民からの緊急連絡受電及び町内における防犯立寄所運営等の体制整備を求めます。

④、緊急連絡先一覧の作成及び周知。防災、防犯、医療等の急を要する対応が必要なものに対して、住民が慌てずすぐさま連絡できるように、緊急連絡先一覧を作成し、準備宿泊希望者に周知することを求めます。

⑤、準備宿泊における問合わせ窓口の設置。町内における生活インフラ整備進捗状況の提供を行うとともに、きめ細やかな相談に対応できるような問合わせ窓口の設置を求めます。

以上、要点を申し述べ、報告とします。

○議長（伊藤哲雄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和3年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

6月25日、双葉町立南・北小学校の春季ミニ運動会が開催されました。前半は1年生から3年生の部、後半は4年生から6年生の部に分けて、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に取しながら、それぞれ個人戦や団体戦の競技、ダンスやよさこい踊りを披露し、笑顔と歓喜にあふれた運動会となりました。

7月1日、東京2020パラリンピックの聖火リレーで使用するトーチに火をともしための種火おこしを町立ふたば幼稚園で実施いたしました。双葉町の種火は、実際の火を使わずに、園児の皆さんにちぎり絵を作成していただき、3月に双葉町内を巡った聖火リレーの様子をモチーフに、大会に参加される選手への応援の気持ちを込めながら、ちぎり絵を完成させました。園児全員で一生懸命作ったちぎり絵は、8月12日「浜通りの火」としてJヴィレッジで採火し、8月15日に「福島県の火」として東京都へ送られました。

7月14日から8月30日までの期間において、東日本大震災・原子力災害伝承館で双葉町を特集した企画展「双葉町の記憶と記録」が開催されました。期間中は、震災直後の避難した状況や避難生活での町民の皆さんのご苦勞など、これまで町で保全に取り組んできた資料等を展示し、多くの来館者に、いまだ被災自治体で唯一全町避難が続く町の実情を知っていただき、震災と原発災害の教訓、双葉町の復興が進んでいることを伝えることができたと感じております。

7月24日、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が開催されました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、南相馬市内で行われる主要行事の開催は中止となりましたが、標葉郷におきましては、規模を縮小し、感染防止対策を十分に取ながら、出陣式及び騎馬行列などを2年ぶりに浪江町内で行いました。双葉町騎馬会からは8騎の騎馬武者が出陣し、それぞれの役割を無事に務め、凱旋いたしました。

双葉町放射線量等検証委員会は、令和2年3月4日の避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示区域の解除以降、委員会と現地調査を実施し、審議を重ね、9月6日に同委員会から中間報告を町に提出いただきました。

今回の中間報告は、町として来年春頃の双葉町特定復興再生拠点区域全域の避難指示区域の解除を目指しているところであり、その避難指示解除に当たって、放射線量に関する検証の報告となります。今後、この報告の内容を踏まえ、双葉町特定復興再生拠点区域内での準備宿泊に向けた取組を進めて

まいります。また、本委員会での審議をさらに重ね、双葉町特定復興再生拠点区域全域の避難指示区域の解除について、放射線量に関する最終報告を取りまとめて、町へ提出していただく予定であります。

例年、国への要望活動を実施してきたところですが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置により、今年度は対面ではなく書面にて大熊町との連名で要望書を提出いたしました。特に、一刻も早く町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、早期に町民の望む帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針を早急かつ具体的に示すこと。生活再建支援としては、避難者に対する高速道路の無料措置の一括延長、医療費一部負担金等の減免などの継続、福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉の実施。ALPS処理水をめぐると国の責任を持った対応や取組。復興財源と国の支援体制の長期的な確保などの重点課題について、復興庁をはじめとする関係省庁へ要望いたしました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告が1件となります。議案等につきましては、条例の廃止が1件、条例の一部改正が4件、町道路線の廃止及び認定が各1件、協定の一部変更が1件、請負契約の締結が3件、備品購入契約の締結が1件、土地の取得が2件、事務の委託に関する協議が1件、特別功労表彰の同意が2件、令和3年度補正予算（案）が5件、令和2年度決算の認定が6件、委員の任命が1件、諮問が1件、合わせて30件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎報告第7号

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、報告第7号 令和2年度双葉町一般会計継続費精算の報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第7号 令和2年度双葉町一般会計継続費精算の報告についてであります。産業交流センター整備事業の継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 以上で報告第7号を終わります。

◎議案第72号から議案第99号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第72号から日程第34、議案第99号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第99号までを一括上程いたします。

◎議案第72号から議案第99号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第72号から議案第99号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第72号 双葉町児童館使用料条例等の廃止についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調査結果及び建物の経年劣化を踏まえ、双葉町児童館、双葉町青年婦人会館、双葉町ふれあい福祉会館について、福祉施設として維持管理の継続が困難であることから、それぞれの用途を廃止し、双葉町児童館使用料条例、双葉町青年婦人会館の設置及び管理に関する条例、双葉町ふれあい福祉会館設置条例を廃止するものです。

議案第73号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、関係条文を整備するものです。

議案第74号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてであります。デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことから、関係条文を整備するものです。

議案第75号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カード再交付手数料の徴収事務について、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託されることになりました。このため、個人番号カードの再交付手数料について、本条例で規定する必要がなくなるため、同規定を削除するものです。

議案第76号 双葉町児童厚生施設条例の一部改正についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調査結果及び建物の経年劣化を踏まえ、児童厚生施設として維持管理の継続が困難であることから、双葉町児童館の用途を廃止し、双葉町児童厚生施設条例から児童館を削除するものです。

議案第77号 町道路線の廃止についてであります。中浜地区海岸防災林事業及び福島県復興祈念公園整備事業に伴い、町道路線を整理するため、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するものです。

議案第78号 町道路線の認定についてであります。復興シンボル軸整備に係る県道長塚請戸浪江線の町道移管に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき町道路線に認定するものです。

議案第79号 宮ノ脇・森合線（森合橋）災害復旧工事の施工に関する協定の一部変更についてであります。令和元年6月13日、双葉町議会において議決をいただきました宮ノ脇・森合線（森合橋）災害復旧工事の施工に関する協定の内容に変更が生じ、協定金額を2億9,834万8,600円に変更して協定締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

議案第80号 石熊橋（下部工）橋梁災害復旧工事請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災し、令和元年の台風19号の出水で流失した石熊橋の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第81号 前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した前田川に接続する前田川1号雨水幹線樋管部の改修工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第82号 マンホールポンプ更新等工事請負契約の締結についてであります。東日本大震災以来停止している公共下水道事業のマンホールポンプの更新等に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第83号 個人用電子式線量計購入契約の締結についてであります。現在町民の皆さんに貸与しているものは、耐用年数を超過し、劣化が進行しており、同型の個人用電子式線量計350台を購入したく、備品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第84号 対償土地の取得についてであります。双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業用地の対償地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第85号 土地の取得についてであります。双葉駅西側第二地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第86号 双葉町と富岡町との間における事務の委託に関する協議についてであります。地方自治法第252条の14第1項の規定により、下水道事業に関する事務の一部を富岡町に委託することに関し、同町と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第87号 双葉町特別功勞表彰の同意を求めることについてであります。双葉町表彰条例第3条第1項第3号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

清川泰弘氏は、双葉町議会議員として、平成7年から長年にわたり旺盛な責任感と強い意志を持って、その職責を果たし、地方自治の発展に寄与されました。

議案第88号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてであります。双葉町表彰条例第3条第1項第3号の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐々木清一氏は、双葉町議会議員として、平成11年から長年にわたり旺盛な責任感と強い意志を持って、その職責を果たし、地方自治の発展に寄与されました。

議案第89号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ16億6,198万円を追加し、歳入歳出予算の総額は361億4,357万円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、特別交付税の増により、1,486万6,000円を追加いたしました。

国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の増などにより、1億1,863万6,000円を追加いたしました。

県支出金は、営農再開支援事業の増などにより、782万円を追加いたしました。

繰入金は、公共施設整備基金繰入金の増などにより、3億9,755万円を追加いたしました。

繰越金は、前年度繰越金として11億1,674万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費は、仮設庁舎建設工事の増などにより、2億8,517万8,000円を追加いたしました。

民生費は、障害福祉サービス費の増や国庫支出金過年度分返還金の増などにより、5,078万2,000円を追加いたしました。

衛生費は、双葉地方水道企業団への負担金の増などにより、6,612万円を追加いたしました。

農林水産業費は、営農再開支援事業補助金の増などにより、2,118万4,000円を追加いたしました。

商工費は、双葉駅東地区測量業務委託料の増などにより、1,456万7,000円を追加いたしました。

土木費は、双葉インター線に係る用地費や公共下水道事業特別会計繰出金の増などにより、5,385万円を追加いたしました。

消防費は、消防施設整備事業費の増などにより、2,709万9,000円を追加いたしました。

災害復旧費は、公共土木施設災害復旧工事の増などにより、1億円を追加いたしました。

諸支出金は、財政調整基金への積立金の増などにより、6億6,626万4,000円を追加いたしました。

継続費補正は、仮設庁舎整備事業を変更しました。

債務負担行為補正は、仮設庁舎移転支援業務委託を追加いたしました。

議案第90号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,046万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億4,154万8,000円となります。

歳入は、特定健康診査等負担金に係る県補助金に1万9,000円、財産運用収入に5万6,000円、一般会計繰入金に348万1,000円、繰越金に5,690万9,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に人件費347万1,000円、保健事業費に2万9,000円、基金積立金に3,005万6,000円、諸支出金に国などへの返還金79万7,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第91号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出それぞれ5,419万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は19億6,407万9,000円となります。

歳入は、一般会計繰入金に4,003万円、前年度繰越金に1,411万9,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、下水道総務費に537万4,000円、下水道建設費に4,400万円、予備費に477万5,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第92号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ9,065万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億7,090万円となります。

歳入は、介護サービス等に係る国庫支出金に96万円、支払基金交付金に54万円、県支出金に25万円、繰入金に31万8,000円、繰越金に8,858万5,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費に6万8,000円、介護サービス等に係る保険給付費に200万円、諸支出金に国などへの返還金6,828万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第93号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ6,272万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は2,594万9,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料の減免により後期高齢者医療保険料6,294万円、使用料及び手数料1,000円、繰入金41万1,000円をそれぞれ減額し、繰越金に62万4,000円を追加いたしました。

歳出は、保険料減免により総務費41万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,294万円をそれぞれ減額し、諸支出金に一般会計繰出金62万5,000円を追加いたしました。

議案第94号 令和2年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。令和2年度決算額は、歳入総額257億2,676万7,000円、歳出総額243億2,673万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は14億3万3,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源1億8,328万7,000円を差し引いた実質収支は12億1,674万6,000円となりました。前年度と比較し、歳入が43億8,017万8,000円の減、歳出が43億2,841万円の減となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。町税は11億6,735万2,000円で、固定資産税の増により、前年度から1,762万3,000円の増となりました。

地方交付税は27億6,252万6,000円で、震災復興特別交付税の減により、前年度から18億6,069万3,000円の減となりました。

国庫支出金は33億1,536万2,000円で、福島再生加速化交付金の減などにより、前年度から73億1,283万9,000円の減となりました。

県支出金は13億4,355万4,000円で、常磐自動車道追加インターチェンジ整備交付金の減などにより、前年度から21億2,177万1,000円の減となりました。

繰入金は71億9,106万9,000円で、福島再生加速化交付金基金などの基金から繰入れを行い、各種事業に充当いたしました。

諸収入は79億3,054万7,000円で、原子力損害賠償金の増などにより、前年度から76億8,307万9,000円の増となりました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

義務的経費は14億5,278万6,000円で、会計年度任用職員に係る人件費の増などにより、前年度から1億1,017万6,000円の増となりました。

投資的経費は75億3,154万円で、中野地区復興産業拠点整備事業や双葉駅西地区復興拠点整備事業の減などにより、前年度から28億6,372万7,000円の減となりました。

そのほかの経費は153億4,240万8,000円で、福島再生加速化交付金基金などの基金積立金が減となったため、前年度から15億7,485万9,000円の減となりました。

議案第95号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。令和2年度決算額は、歳入総額12億8,211万2,000円、歳出総額12億2,520万1,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は5,691万1,000円となりました。

歳入は、県支出金が10億6,928万5,000円で、歳入総額の83.4%を占めており、国庫支出金が9,259万5,000円となっております。また、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金は9,596万6,000円で、前年度と比較すると446万円の増となりました。

歳出は、保険給付費が9億2,297万4,000円で、歳出総額の75.3%を占めており、次いで国民健康保険事業費納付金が2億6,807万8,000円となっております。保険給付費を前年度と比較すると7,589万6,000円の減となっており、被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は43万4,750円で、前年度と比較して2万9,625円の減となっております。

議案第96号 令和2年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。令和2年度決算額は、歳入歳出総額ともに296万8,000円となりました。前年度決算額は346万5,000円に対し、49万7,000円の減額となっております。

歳入については、全て一般会計からの繰入金となっております。

歳出については、公有林整備事業費の森林国営保険料が51万8,000円、公債費の借入町債残高787万円の元利償還金245万円を支出しております。

議案第97号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。令和2年度決算額は、歳入総額は9億2,701万円、歳出総額が5億9,234万5,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は3億3,466万5,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源3億2,044万6,000円を差し引いた実質収支は1,421万9,000円となりました。

歳入は、一般会計繰入金が7億4,584万円、繰越金が8,041万7,000円、復興シンボル軸整備に伴う支障物件移転補償費などの雑入が9,453万7,000円となっております。

歳出は、下水道総務費が3,080万3,000円、下水道維持費が2億500万5,000円、下水道建設費が2億1,216万8,000円、公債費が下水道事業元利償還金1億4,436万9,000円となっております。

議案第98号 令和2年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。令和2年度決算額は、歳入総額12億4,437万8,000円、歳出総額11億5,565万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は8,872万5,000円となりました。

歳入は、災害臨時特例補助金など国庫支出金が5億3,439万5,000円、支払基金交付金が2億2,111万7,000円、繰入金が一般会計からの繰入金など1億5,326万9,000円、県支出金が1億5,098万6,000円となっております。

歳出は、保険給付費が8億600万9,000円で、前年度から1億319万9,000円の減となっており、歳出総額の69.7%を占めており、次いで国、県等の返還金など諸支出金が2億8,682万円、地域支援事業費が4,618万4,000円、総務費が1,651万3,000円、基金積立金が12万7,000円となっております。

議案第99号 令和2年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。令和2年度決算額は、歳入総額2,573万7,000円、歳出総額2,511万1,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は62万6,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金が2,241万7,000円で、歳入総額の87.1%を占めており、次いで諸収入が234万3,000円、繰越金が80万円、国庫支出金が17万7,000円となっております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が1,752万5,000円で、歳出総額の69.8%を占めており、次いで総務費が461万2,000円、保健事業費が217万3,000円、諸支出金が80万円となっております。

以上、提案いたしました議案等について、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第91号 令和3年度双葉町公共下水道特別会計補正予算（第2号）の提案理由の中で、補正後、補正額を5,414万9,000円の追加に訂正いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

◎議案第100号の上程、説明

○議長（伊藤哲雄君） 日程第35、議案第100号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岩本久人君の退場を求めます。

（6番 岩本久人君退場）

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第100号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。山本眞

理子委員が9月30日をもちまして任期が満了となります。

山本委員は、教育委員として2期8年間務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、山本眞理子氏の再任をお願いするものです。

山本眞理子氏は、教育並びに文化スポーツ等に識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

岩本久人君の入場を願います。

（6番 岩本久人君入場）

◎諮問第1号の上程、説明

○議長（伊藤哲雄君） 日程第36、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現委員の北崎周子氏におかれましては、平成30年10月から現在まで1期委員としてご活躍されていることから、このたび再任し、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

◎監査報告

○議長（伊藤哲雄君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

監査委員、石川雄彦君。

（監査委員 石川雄彦君登壇）

○監査委員（石川雄彦君） おはようございます。監査委員の石川です。総合審査意見での重点的な部分について述べさせていただきます。

まず、財政健全化指標のうち、実質公債費比率は3か年平均で5.6%、前年度より1.3ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている現状にあります。

また、基金については、今後とも適切かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

各事業において、その多くが国、県から交付される依存財源により執行されており、徐々に補助金削減の意向が提示されていることから、国、県への補助金継続の要望と並行し、今後の自主財源のシミュレーションを行い、人員確保、特に技術系の職員確保を計画的に進めていただきたいと思います。

また、昨年度の審査意見書にもありますが、双葉町役場いわき事務所の入退庁記録簿を確認したところ、深夜または早朝まで残業している職員が散見されました。身体的、精神的負担を考慮し、労働時間の管理徹底をお願いいたしまして、監査意見といたします。

○議長（伊藤哲雄君） 監査委員の報告を終わります。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第37、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号1番、議員番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

1番、双葉町の家屋解体・除染について。双葉町では、令和4年春頃の帰還に向けて、各種工事が行われていますが、特定復興再生拠点区域外の家屋解体・除染など、これからどのようなようになるのか、重大な問題だと思っておりますが、双葉町全域の除染をするとのことで、中間貯蔵施設を受け入れたと思っております。双葉町の今後の家屋解体・除染の計画をお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町の家屋解体・除染について。特定復興再生拠点区域外の家屋解体・除染など、これからどのようなようになるのかとのおただしですが、現在、昨年3月に避難指示解除を実現した区域に加えて、来年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域において、住民の方々が帰還できるよう各種取組を進めているところです。しかし、これは町のごく一部の区域であり、これらの区域にお

ける避難指示解除は、町が復興のスタートラインに立ったにすぎません。

特定復興再生拠点区域外の今後については、8月31日に政府において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。その中においては、特定復興再生拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。特定復興再生拠点区域外の除染は、現在計画されている特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく開始する。除染の手法、範囲について、十分に地元自治体と協議しながら検討するなどの施策を通じて、2020年代にかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていくこととされています。

町としては、双葉町全域の除染と避難指示解除を引き続き求めていきますが、帰還を希望する住民の方々が一刻も早く戻れるよう、除染の手法や範囲、スケジュール等について国からの協議に応じていきたいと考えております。

なお、現在特定復興再生拠点内で実施されております除染は、対象面積473.8ヘクタールのうち405.3ヘクタール、約86.3%が終了しており、家屋解体につきましては、7月31日現在で、解体申請数1,051件のうち867件が完了しております。解体申請の受付は、避難指示解除後1年までとされておりますので、解体申請漏れが生じないように周知を図り進めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私、通告書の中に、中間貯蔵施設等を受け入れる中で、もちろんそれに対して双葉町、その頃は全域除染してもらえて、そういうものをやっていくというような、環境省との話合いで全協の中でもいろいろそういうものが出て、町も議会も要望したことをちょっと記憶にあるのですけれども、その点に対して一つお答えしてもらいたいのです。実際は、8月5日ですか、石熊行政区において、今度要望書が出ていますよね、町にも議会にも。つい先日、僕は9月になってからこの用紙をもらいましたが、その前に石熊の方に、この出すやつを、どんなのを出したのということで見えています。だけれども、町民の皆さんの、石熊行政区の皆様の思いというのは、何で自分たちのところは除染してもらえないのだと。家屋解体してもらえないのだろうという思いが非常に大きい中で、また要望しますとか、話合いますとかという前に、国がやりますよと言ったことを変えているわけですよね。僕はそう感じているのです。もともとは、双葉は全域ちゃんと除染してくれますよ、家屋解体も全部やりますよという中で、いろいろな問題に当たってきたと思うのです。

もしあれだったら、私思うには、石熊の方の思いを含めて、東京電力に除染していただければいいのかなと思います。原因者は東京電力ではないですか。国がやらないのではなくて、直接的に町として、東京電力に除染の要請もありではないですか、普通に考えれば。原因者ですから。普通にこれだけのことをやって、何ら関係なく、次の賠償にかかってしまうので、ここは後で言いますけれども、普通に仕事をやっているわけです。我々の地域で、除染しないことによっていろんな障害があつて、

商売もできない、住めないとか、そういうものがあるのです。何で当事者は何もなくているのですか。それだけの余裕ありますよね、実際いろんな面で言ったら。町の除草作業とか、いろいろやっている方たちにやってもらえばいいのかなと私は思うのですけれども、そこら辺も考えて、国が約束したことを、東京電力、国がやらないのであれば、もちろんやった人が謝ってやるのが当たり前だと思うのですけれども、でなかったら、この白地地区というのは、もともとなかった話ではないですか。そこら辺、今さら第10次とかなんとかという中で、いろいろ話ししていますよね、提言に対して。だけれども、ころころ話変えられたのでは、国が信用できないというのと、当町町民がかなり苦しんでいます。ましてや、あの置場で提供して、双葉の復興のために置場で、いろいろな置場の場所を提供してくれた場所ですよ、地域ですよ。そこに対して、それだけ協力しているのに、そういうような答えというのはどうなのでしょう。僕は行政として、東京電力なり、国になりもっと強く言うべきだと思うし、もともとの約束というものが守られていないように思います。

今日、朝、ちょっと新聞で除染のことが載っていました。外縁除染、町でいうキワ除染、その要綱も実際我々、議長は知っているのかどうか知らないですけれども、我々議員は、そういうものがほかからしか入ってこない。実を言うと早いときもあるし、遅いときもありますけれども、内容が道路の際20メートル、それは山林ですよ。山林に当てはめるとそうですけれども、普通の宅地であれば、同じ敷地内であれば、そこまでは除染しますよとか、そういうのを、除染ではなくて解体しますよとか、そういうものが今打ち出されていますよね。田んぼであれば、かかった分の一つの田んぼ、一つの田んぼに対しては全部やりますよとかという、何か国は示しているそうです。僕はちゃんとした国の説明を受けていないので、これは実際全部聞いた話で、そういう説明を環境省がしていると。ということは、道路があって、例えば帰還困難区域でも、道路が通っているところありますよね。双葉町でいえば288号辺りなのかなと。ちょっと奥に行った人は解体できない。それに乗っかって解体できるという人は、またその中でも振り分けられてしまうわけですよ。では、これどういう事情になるのか、何かややこしくなっていて、町としてどういうふうにやっていくのかというのは、やっぱり除染計画、双葉独自の除染計画を国にぶつけるのも一つではないかと。ましてや、でなければ、東京電力に除染計画を立ててもらわなければならないのでしょうか。方向性が、国と話しすれば東京電力だ。東京電力に何か言うと、国に言われているのと。水漏れ問題のこととかで、両方とも来て説明してくれと言っても数か月たっている。2か月ぐらいたっているのです。片一方、片一方ではなくて両方、そういう僕は書類を出しています。それで、そういう約束をしたけれども、説明にも来ないのです。ということは、言っていることは何も信用できないので、町としてここはもっとしかるべき態度を取るべきだと思うのです。

その白地地区、我々の地域にはあまり関係ないことだと思うのです。全域やってもらおうと思うのですけれども、町長、どうですか。要望しても多分無駄だと思うので、交渉なり、町としての動きというものをそろそろ見せて、予算化をして、町発注でもいいのでやるしかないのではないのでしょうか。

町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

中身に関しては、随分多岐にわたっているので、私が今、議員が再質問で話したことに關して、今お答えできる範囲で答えさせていただきたいと思います。

まず、白地地区と、今まで国が認定して特定復興再生拠点区域の除染、解体、この取扱いに關しては、必ずしも同じだというふうには考えていません、対応が。まず、白地地区のことにつきましては、国から今10次提言で発表されているのは、特定復興再生拠点区域外の住民の帰還に關する意向を個別に丁寧把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うと。もう一方では、除染の手法、範囲について十分に地元自治体と協議しながら検討すると。こういったことが今回10次提言で発表されています。今までの除染、解体というのは、費用に關しては東京電力に求償するというふうな取組だったはずですが、ところが、今回の残っている帰還困難区域、いわゆる白地地区については、国が予算を、国の財源を使ってというふうになりました。

そういった部分で、今回の10次提言の一番大きな違いというのは、まず2020年代に帰還を希望する住民の皆さんは全て帰っていただけるような、除染であったり解体であったり、いろいろな取組をするということを明確にうたっていると。あとは、個別案件でもなかなか判断つかない人たちがいます。戻るか戻らないかまだ判断つかない。現時点では戻らないという人もいます。そういった人たちに対しても柔軟な対応をするというふうに取り扱われると思っています。

一方で、戻るといって除染、解体しました。戻る、避難指示解除しました。だけれども、その時やっぱりいろいろ家庭の事情、いろいろな個別の事情で戻らないと。戻るといふような判断をしていたけれども、戻らないという人があったとします。そういった場合、ではどうするかというと、それについて今日の新聞報道であったもので、辻本さん、現地対策副本部長の発言では、ペナルティーを科すことはない。いわゆるそういうふうな罰則規定はないというふうな発言をされております。そういった部分で、多くの皆さんの希望を聞きながら、戻るといふ意向に關しては、これは徹底的にやっけていかなくてはならない。

さらには、戻るエリアだけというのは、単純にAさん、Bさん、Cさんがいて、それぞれの家の敷地だけを除染、解体して生活できるかといったら、これは議員、できないと思います。そういった部分の決め方というのは、今後の10次提言で、いろいろな除染の手法、範囲について十分に協議しながら検討することですから、今までの手法とは変わって対応できるのではないかというふうにご我々は考えています。

そういった部分で、先般、石熊行政区からいち早い、石熊行政区の除染、解体、さらには避難指示解除に対する要望が上がってきました。それについても我々としては、遅れることなく国のほうにそういうふうな、白地地区の行政区からそういう要望が上がっていることは伝えております。そ

ういった部分に関しても協議を進めて、今後、石熊行政区だけではなく、白地地区の皆さんがどういう考えを持っているのかというのは、町としてもしっかり把握をして、皆さんの納得いくような取組というのは当然していく考えでありますし、本来、この帰還困難区域全てを、時間がかかろうとも全て避難指示解除するという事は、前の10次提言以前にもう決まっていることですから、当然やってもらうと。

今回は、はっきり数字としては明確に、2020年代に戻りたい人は戻すというふうな国の決意を表明しているわけですから、それをどういうふうに町として、我々の感覚ととして拡大解釈をして運用してもらうか。白地地区のエリアを全て避難指示解除するための取組をどういうふうにしていくかという事取組だと思っておりますし、町では当然、毎年国、関係省庁に要望をしているのは、帰還困難区域全域の避難指示解除ということは常に申入れをしております。こういうふうな特殊事情でなっている案件については、我々としても皆さんがしっかり戻れる状況になるためにやっていくというのは当たり前なことですし、それは変わらずやっていくつもりです。その手法については、いろいろ人それぞれの考え方、やり方があろうかと思っておりますけれども、町としてはそういうふうな考えで、今私が申し述べたような取組でやっていくというふうな方向性では今のところやっております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長の言っていることは僕も分かるのですが、国の対応です。今これ、本当のこれ、いろんなことを考えた要望書だと思うのです。石熊の方々。ちょっとつまんで、いろんな重要なところというのが、無念のうちに亡くなってしまった人もおります。帰りたくても帰れなくて。国がいつ帰れると示しているわけではないではないですか。2020年代、確かに10年ありますよね。それと、石熊地区の方は産業廃棄物等を受け入れてもらった。帰還するにも住宅は災害だけではなくて動物に荒らされ、長期の雨風による傷みが目立ちと、土地も本当に荒地になったり何かするのを、自分の住んでいるところをそのまま残して、そういうふうになっているのを見ているだけでもなかなかこれ厳しいものですよ。片や町のほうに、入れるところに来てみれば、実際にはもうちゃんと解体も終わって更地になってという、諦めというか、そういうものができるので、町民にちょっと誤差があるのかなと。もともとやると言っているのであれば、もっと約束をスムーズに守ってほしいのです。理論で言ってきて、今日の新聞報道というけれども、町長、僕は新聞報道が一番信用できないと思うのです。新聞報道でこういうふうに言っていましたよねと。例えば辻本さんなり何なり国会議員の先生、大臣に言ったとしても、あれは違うよと。俺はこういうふうに言ったのにこういうふうにかかれた。そこをかいつまんで書かれたのだよと言われて終わりではないですか。逆に、法律でも、法律をつくるところでこうやってやりますよと言っているのです。だったらペーパーというか、ちゃんと紙で約束事というのを今後やっていかないと、どうしようもないと思うのです。

意向調査も分かります。だけれども、普通に言えば、例えば交通事故で代わりに説明させてもらえば、車、自分で追突しておいて、自分の車は直して、自分はしゃあしゃあとしていて、人の車を直さ

ないのと一緒ですよ、簡単に言うと。それがこの世の中で通ることでしょうか。東京電力として、責任者もいない。発言はするけれども、全然相手の、被害者の意見なんか聞かないではないですか。今、双葉町民は、何にしてもそうですけれども、自分たちの意思がないような、賠償にしても、この除染にしても、そういうところに、崖っぷちに追いやられていると思うのです。やったほうが、これでいいだろうと言っているのと変わらないと思います。町に対しても、強く出ていただきたいというのは、いつ帰るといふ、ある程度、では例えば来年の春だよといえども用意もできるわけです。お年を召している方もそれまで頑張ろうと。自分の育ったところに帰りたいとか、そういうのはありますけれども、今この要望書にも書いてあるように、無念のうちに亡くなって、帰りたくても帰ることがかなわず、無念のうちに亡くなってしまった人もおります。僕も何人か知っています。双葉がまだ帰れないわけではないですか。そういう方々のことを考えたり、その家族、あとよく先祖伝来の土地とか、そういう屋敷、大事にしたいなと思う人もいると思うし、例えば帰らなくても、やったことの責任というのは、やっぱり取るべきではないでしょうか。我々双葉町民が放射能をばらまいたわけでも何でもないのです。結局は、やったのは国策で国が責任を持って東京電力がやったことになるわけですよ。

それで、もっと言わせてもらえば、自分たちには、裁判上でいろいろありますけれども、責任転嫁というか、責任はないと言っているわけではないですか。そういうところにはもうちょっと強く当たってもいいのかなと。そういうところを国が保護して、町が保護してしまったら、これは本当に日本国民であること、双葉町民であることが非常に僕は残念だと思います。町長、ぜひともこれは2020年代とかなんとかという問題の前に、もう前の約束を遂行してくれと。法律とかそういうのはもう信用できないので、ちゃんと紙で誓約書なり何なりを書いてもらって、いただかないと、町民の方はそこまでいられないではないですか、2020年って。いいですよ。2020年代ということは2029年までである。あと10年あるのですよね、大体ね。その期間には絶対やりますからという、環境大臣にしろ、東京電力の会長にしろ社長にしろ、判こを押してもらって、きちっとした約束を取っていただきたいと思います。

あと、白地地区というところありますよね。当町ではないので、あまりその名前は出さないですけれども、今内容をある程度聞いているように、その中の白地地区というのは、国が借り上げるという方向性なのかなというようなこともあるのです。結局国が借り上げてというあれをやっているのですけれども、何か白地地区ではないというのであれば、ちゃんとした方向性を出すべきだと思うのです。今のあのまま放っておいていると相続問題にもかかわってくるのです。相続したくない人たちが自分たちの財産を売れない、入れない、壊せない。結局自分が亡くなってしまえば、次の世代とかそういう人たちがどうします。これ税金かかってくるよとなったときはもう無理ですよ、完全に。あと10年といたら、今10年でどういうふうになっているかという状況を見たときに、動物のすみか、あと雨風による傷みが目立ちと。宅地は荒れ放題ですと。もう石熊地区の方たちがこれだけ自分たちの土地と

か屋敷を見て言っているのに、あと10年たったらどうなるのということを考えながら、町長、ちゃんとした約束ですね、約束を国なり東京電力に取り付けていただきたいなと思いますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、白地地区でも一番最初に要望が上がってきた石熊行政区、こちらに関しては、直接行政区長さんはじめ、4名の方でお見えになりましたので、直接いろいろ町の考え方、方向性、今国から出ている10次提言の解釈、そういったことをお話しさせていただき、今後の町の取組に関してはご理解いただいたと思っております。そういったことに関して、今議員が話しされた東京電力の責任問題、これは当然責任ある対応をしていただかなくてはならないというのは我々も思っていますし、この賠償の取組がしっかり被災した住民の皆さんが納得しているかということ、そうでないというのも私は理解しているつもりです。そういった部分で、双葉町の特殊性というのは常に要望の中でも訴えてきております。そういったことは今後ともやっていく考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一番約束、いわゆるしっかり文書でという議員からありました。この部分は、我々もやっていないわけではないのです。文書で欲しいということはやっておりますけれども、残念ながら、そういうことは国、東電、両方ともそういうふうなものでは頂いているという記憶はありません。特に国に関しては、自由民主党の東日本復興加速化本部、ここがまさに復興の本家本丸なのです。その中でいくと、理解をさせていただいている、東北のこの東日本大震災の状況をしっかりと分かって、東北の復興、福島復興のために汗をかいて尽力していただいている先生だけではないのです。これは事実です。自民党の先生方の中でも、与党の先生方の中でも、いつまで東日本復興のための財源をつけるのだという声も一方では出ているというふうに言われております。そんな中で、私も堪えられなくなって、何を言っているのだと。これは国策で、我々犠牲になったのでしょうか。国の原子力エネルギー政策大綱という、現実に国がこれ方向性を示したものでしょうと。そういった中で、何で犠牲になった人間がそのまま犠牲であり続けることがいいのだというふうな話はさせてもらっています。だけれども、残念ながら、今の与党の議員の中のかなりの数の議員の先生方は、この福島の窮状というのは理解していません。

そういったものの中で、今回の10次提言が出てきて、ここまで前進した。私にすれば一步前進だというふうに捉えております。具体的に明示のあったものもありますし、戻りたいという人に関しては、必ず戻すというふうな政府の決断が読み取れるというふうに思っています。そういった部分では、10年かかっておりますけれども、かなりやってもらっているというふうに思っています。一方では、全域を必ず除染をして、皆さんに戻れるようなふうにするということは、はっきり明確には出ていませんけれども、ただ今回すごく進歩したというのは、戻りたいと思っている人たちが戻れるようにすると

いうことをはっきり言っているということ。それと数字をはっきり明確に出してきていると。これはかなりの進歩だと思っています。

そんな中で、一方、この大震災に関して理解のない議員の先生方の話では、もう10年たっている、11年たっていると。あれだけ国で予算をつけて、賠償も含めていろいろやっているのに、今さらという言い方をする議員の先生が多いかには私は聞いております。そういった先生には、私は直接お会いできれば、ぜひ双葉町に視察に来ていただきたいと。私が直接案内して、皆さんの思っていることとどう現場が違うかというのを見ていただくというのが一番大切だと思って視察に来ていただいています。幸い視察に来ていただいた先生方は、ああ、町長の言っていること分かったよということで、ある意味被災地の応援団になっていただいている先生もいます。だけれども、現実にはそうでない方がかなりの数、今いるということを我々は自覚をして行動していかないと、今国がこれだけの予算をつけて、白地地区の復興のためにやってくれているということも、ある意味一生懸命、東日本大震災で被災した被災地の復興のために頑張っている先生もいるということも、少ないですけども、います。その中で、結局議会制民主主義って何かといたら、多数決でやってしまうので、そこでそういうふうな、いわゆる少数の正義が通らなくなってしまうと大変なことになります。そういう部分で、非常に今、微妙な展開になってきているというのは、私自身感じております。

ですので、国、東電と対峙をしていくというよりは、お互い歩み寄れるものは歩み寄っていく。絶対これはこうでなくてはならないというものはありますが、条件、条件、いわゆる総論の話ではなくて各論の話になってきていると思っていますので、その各論については、お互いに歩み寄る部分は歩み寄っていくというやり方が、今この状況の中でベストと言えないまでもベターの取組になるだろうというふうに思っていますので、そういうふうな町として行動していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 取組は非常に分かりますし、いろいろ今まで頑張ってきたこともあるので、そこら辺はよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、補償・賠償について。東日本大震災及び原子力発電所事故から10年がたち、双葉町民の避難生活はまだ続いています。現在補償・賠償は支払われておりません。業種によっては、現在も支払われている業種もありますが、双葉町民の避難生活において苦しい生活をしている方々が多くいます。双葉町として補償・賠償に取り組む考えがあるのか、お伺ひいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、補償・賠償について。双葉町として、補償・賠償に取り組む考えがあるのかとのおたただしですが、双葉町は帰還困難区域が残っており、いまだ町民全体の帰還に至っていないことから、被害は継続しているという認識でおります。原子力損害賠償紛争審査会の現地視察の際にも、避難者等への賠償について、被害者の生活や事業の早期再建につながるように、現地調査など

を通じて現状をしっかりと把握し、中間指針等の適宜、適切な見直しを行うことなどを要望しているところですが。

また、福島県原子力損害対策協議会を通じて、被害者や地域の実情を踏まえた賠償、被害者の視点に立った親身、迅速な賠償などを求める要望書を復興庁、文部科学省、経済産業省、東京電力ホールディングス株式会社へ提出しております。

一方で、福島第一原子力発電所事故後10年以上が経過し、賠償請求の内容も、被害者の迅速の救済のために一律の目安を示す、いわゆる中間指針による大量の賠償手続から、一律の目安を超えた部分として、類型化できない複雑になっている個別案件について、個別事情に応じたきめ細やかな賠償が求められるフェーズに変わってきています。

ご質問の中で、町民の方々には避難生活において苦しい生活をされている方も多いとの議員からのご指摘をいただきました。このことについては、町民の皆さんの中には賠償金から生活費に充てているという実態もあります。さらには、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等措置による休業等や収入減などにより、全国的に生活に困窮される方々も増えております。

その点も含めて、やはり国、県を含めた行政側が政策的に、生活再建の支援を行っていく必要があると考えています。町としては、現状、町民の皆さんへの政策的な支援として、被災者生活再建支援金や現在申請受付をしている新・双葉町サポート交付金の交付を進めてまいります。

また、損害賠償についても、町として、被害者の実態に即した損害を賠償請求できるように、国への要望はもちろん、東京電力への要求は続けていくとともに、東京電力への直接請求で認められなくても原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRによる和解仲介があることや、請求漏れの損害がないかなどのアナウンスなど、町民の皆さん全体の東京電力への損害賠償請求に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。町長、僕からの一番最初にこれ、忘れないで答弁してほしいことが1つありまして、これをもっと強くできないのかというのが1つです。

あと、要望書、8月の要望書、これうちの議長の名前も入っていますけれども、この相談は、我々議員は一切何も知らないうちに出されたというのが現状です。この要望書の中に、今までの賠償・補償に対する要望が一件もないのです。一番最後に確かにあるのです。ALPS処理水をめぐる責任を持った対応の中に、これは今後の賠償としては書いてあるのです。だけれども、この要望書にすらないのです。賠償に対して。実態と言いますけれども、簡単に言うと、おじいちゃん、おばあちゃんというのであれば、農家の方々のおじいちゃん、おばあちゃんたちが野菜を作って野菜を買っていなかった実情とか、そういうのはもう明らかに分かりますよね。今この被災者に対して、原子力事故の被災者に対しては、裁判さえ当てにならない。同じはずないではないですか、一人一人。給料も違う、生活水準も違う、うちがあったかないとか、そういうものも全然違うのに一律賠償と

いうと、これはもう社会主義国家ではないのかなと思うのです。私たちは、あくまでも民主主義の中で今までの裁判等々を見て、ではこの人たちは幾らね、この人たちはなしよ。ではなくて、一人一人の金額が違うにもかかわらず、そういうふうにやってしまうと、私たちは日本国憲法の中での賠償・補償に勝つ、709条でしたっけ、それに当てはめられていないと思うのです。ということは、普通に考えれば、では日本国についてはどうなのと。もっと大きく言わせてもらえば、被害者は苦しむが、加害者は何も苦しめない状況が今あり得ているのは、多分町長もご理解していただいていると思うのです、今までの一般質問の中でも。そこをちゃんとした何かでやらないと大変なのかなと。

今は、もう残念ながら、双葉町民でも、本当に生活保護等々を受けている方々も出てきています。普通であれば、双葉であれば、なかなかそこまでいかなくても何とかなっている方々がそういうふうになっています。実際に賠償をもらったって報道等で、全部で600万円とか700万円もらったときのお話しされたときに、その時にもたかられて、仕事もやめたのだという話も聞いています。それで鬱病になった方も聞いています。それ被害者のほうです。加害者のほうはどうですか。加害者のほうは何もなく営業を続けているのですよ。それがちゃんとした中身を世論に出したときに、何が正しくて何が正しくないのかというのは、ちょっと僕はひっくり返っているように見えるのです。本当に苦しい方々に、一番最初に文部科学省のほうに賠償のことにに関して問い合わせたときに、何回も一般質問で言っていますけれども、今は多くの被害者の方々がいらっしゃるので、一律賠償して、その時になればちゃんとした賠償をやるために、多くの人を守るために一律賠償にしましたと。後々ちゃんときちんとやりますと。そういう指導をしますという話で始まったものが、さっき言ったように、ペーパー、紙ベースではないことによって、我々は法律だと、法律で示しますよ、何しますよと言いますが、国は東京電力を守って、双葉町民は守ってくれないという認識が私もありますし、町民の方々もいろいろあると思うのです。

今後、いろんな問題が出てきたときに、町が示す前に、今度は僕もいろいろ話をしていて聞いてみると、水問題、今日は書いていないのであまり言いたくないですけども、これは反対だと署名運動をしておもうかと。地元になんか何にも説明していないではないですか。今までの国のやり方、環境省もみんなそうですけれども、説明したら理解してもらえました。こんなばかな話ないではないですか。そういうことをやってきて国としての責任を果たしていない。加害者としての東京電力の体制も、僕どうなのかなと思いますので、最低でも町、復興もありますけれども、町の復興イコール町民の復興ですから。町民が復興しないうちは、僕は町は復興しないと思うのです。どういう形であれ、そういう最低限のやることをやったり国、東京電力にやらせるような双葉町であってほしいと思いますので、町長、ここはもうちょっと重大に、復興する前に本当に孤独死とか、そういうのを今出していない部分もありますけれども、その事例はもうあるので、そういうのを考えて、ちょっとこのことに関しては急務だと思うのです。僕もずっと言ってきて、もう最近焦っています。これで本当に食べられなかった、何した。今コロナ禍で、今年の夏はあまり暑いということもなかったのに、エアコ

ンもつけないで、そういうところでといって孤独死とか、そういうものが出てくる前に、何とかこれは進めないと、非常にちょっとおかしいなと思います。

片や、業種によっては、もう町長、執行部の皆さん、議員の方々も皆さん分かっていると思いますけれども、業種によってはまだ普通に出ているところもあるのです。その差をちゃんと説明してと言っても説明していただけない。やっぱりここはやるけれども、ここはやらないという、この理論が分からないです。そこを、ちゃんときちとした形で、本当に文科省と、その委員の方々、あと東京電力、ぜひとも双葉町に来て、避難している方々の状況を見ていただいて、今までいたところから、もう40、50にもなって転職もできない。僕も50代になりました。実際転職は難しいです。自営であれば60を超えても仕事できます。死ぬまで仕事できます。だけれども、そのできない状況をつくったのはあくまでも東京電力であって、我々がそういうふうにしたわけではない。でなければ、本当に普通であれば対価、賠償は直せないからやるわけですね。先ほどの除染もみんなそうですけれども、元どおりにしていただければ文句はないという方は結構いらしゃいますから。きれいにしてもらって、前のうちで十分住んでいたし、畑仕事も全部できたと。そのほうが生活は楽だったという方、お金もそんなに使わなかったという方々がいっぱいいらっしゃるの、ぜひともそれを踏まえて、今後ちょっと賠償、町の復興も分かります。ただ、そこにもうちょっと力を入れていただきたいなと思いますので、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、賠償に関して、町としても納得していないというのは、もう事あるごとにいろいろな場面でも話をさせていただいております。一つの例として、原子力損害賠償紛争審査会、これ実は毎年現地視察しているかというしていないのです。何をやっているのですかと。これ町のほうから毎年、町の復興の状況を現場を見て、我々がいろいろな原賠審のほうにお願いしていることを理解していないのではないかと。現場を知らずに、我々が言っていることを本当に聞いてもらっているのかなというのは、私も同じ考えです。

去年は、コロナ禍の関係で来られないというのは、これはいたし方ないことなので、ただ一昨年、お見えになったときに、当時の原賠審の会長が、我々、当時の議長、佐々木さんと産業交流センターで意見交換させてもらいました。その時に、避難がまだ継続している自治体と、避難指示解除して戻っている自治体と同じ賠償の在り方そのものはちょっと違うのではないかと。双葉町の特殊事情というのは、その時点でも10年間、町民が全員、全町避難で、いわゆる町に戻っていないという状況を考えたときに、この賠償が今までの在り方でいいのかというのをぶつけたのです。そうすると、その当時の原賠審の会長は、原賠審の中でも、今町長からそういうふうに言われましたけれども、一律一括の、いわゆる10万円の精神賠償、29年6月で終わりましたけれども、その賠償を何と出し過ぎたのではないかという議論が出ていると。その当時の佐々木議長も私も、体に震えが来るぐらい怒りを覚え

て、原賠審の会長に、何を言っているのだと。あなた方はこの状況を分かっているのですかと。この精神賠償の1か月10万円というのは、あくまでも交通事故の1日4,000円の考え方、30日で12万円、だけれども、12万円は端数だから切ってしまうと10万円というふうな、そのスキームでやったのでしよう。それは全然この賠償の本来の姿からすれば、被災者にとって一時的な感覚で、はいよというものではないですよという話をしたのです。ところが、どうしても平行線なのです。

だったらなおのこと、皆さん方は、我々からの要求としては、原賠審の委員の先生全員で被災地を見に来てくれと。来たというアリバイづくりだけで、数人の原賠審の先生方だけで来て、分からないでしょう。新しく替わった先生もいるし、我々の意見を聞くという耳を持っているのであるならば、やっぱり現地に来て皆さんがこの福島の実状を見ろというのが一番大切ではないですか。我々の話を聞くのは大切ではないかという話をさせていただきましたが、残念ながら、今に至っても原賠審の先生全員で来るということはまだ決まっておられません。町としては、原賠審の先生、全員で来てくれという要望は上げております。さらには、スケジュールありきで、双葉町さん、はい、何十分なんていうやり方はやめてくれと。しっかりと見てもらうには、ある程度時間を担保してほしいということも要望させてもらっています。

そういったことで、原賠審にはそういうふうな訴え、一番まずいのは、前の町長の時もそういう話ししてはいましたが、被災者代表が原賠審に入っていないというのが一番問題だったのではないかと今でも言っています。これは、やはり被災の状況、本当に現場を知っている被災者の代表の方が入って、この賠償のスキームというのを決めるべきだったと。残念ながら、我々その時に発言する機会も場所も与えられていないのでできていませんけれども、いまだにその話はさせてもらっていません。それが変わるかということ、原賠審の先生方の考え方、国の考え方によるのでしようけれども、今現在もそれは事実、できていないというのが現状です。

そういったことから、町としても今の賠償の状況に納得しているわけでもありませんし、一方、そんなものでは駄目だということで、個々人で、いわゆる被害者の皆さんが裁判をしているというの、全国各地で行われております。その裁判の結果では、かなり被災者の皆さんが勝訴しているというの、現状大分出てきています。ただし、そこに関してしっかりと対応をして、分かりました。裁判でそう決めたのですからとやっているかということ、そうとも言えないというの、現状です。何を信じて、何をやればいいのかと私自身も最近ちょっと、どこにどういふふうにか、対応したらいいのかというのは悩んでいるところですが、しかし我々が声を上げなくなったら、もうそれで納得したのだらうということになりかねないというのは、危機意識は持っています。ですから、我々としては、やっぱり被災者の皆さんの代表として、これは声を上げ続けていかななくてはならない。国にも関係省庁、東京電力にもそういうふうな取組はしていくという決意は変わらず持っているつもりです。

要望について、要望したから何か好転したかというのは、ある意味皆さんからするとないのかもしれないというふうにも感じているところもあるかもしれませんが、言い続けなければ、もうあなたたち

は納得したのだな、認めたのだなというふうになりかねないということも一方であるわけです。ですから、我々は言い続ける、声を上げ続ける、やり続けるということをしなければ、これは終わってしまいます。終わらないためにも、粘り強くやっていくというのは、これはやっていかないと、結果出ないだろうと言う方もいますけれども、結果が出るだけではなくて、出なくてもやり続けないと、これなくなってしまうから、それは皆さんとともに、議員の皆さんもそういうふうな覚悟でやっていただいていると思っていますので、我々としてはしっかりやっていくと。

あとは、それぞれ町民の皆さんが大変な思いをして、生活保護になっている方も最近ぼつぼつ出てきています。そういった方に関して、ある意味、本当の社会的弱者、社会弱者であるならば、これ行政は関わらなくてはならないというふうに私も思っています。ただし、賠償を皆さんと、一律一括賠償が正しいかどうかというのは議論としてはさておいて、同じものをもらっていて、使ってしまったって生活できないということに関しては、少し本人もある程度の努力はしていただかなければ、行政で救えるものは全てではありませんので、考えていただきたいというのがあります。いずれにしても、双葉に戻って生活していればそういうことはなかったということですので、戻れるようにしっかりとそういう取組をしていきたいというふうに思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長のお考え、よく分かりました。本当に理不尽なことがかなりいっぱいあるので、ぜひとも、例えば町政懇談会、議会との懇談会等々、そういう方々にぜひ来てもらって、そういう時間も僕は設けるのも一つかなと思います。町民の生の声、普通に時がたったら、東京電力みたいに、何もなかったみたいな顔をして、今度はALPS処理水とか、そういうものを進めてくるようなところはなかなか信用できないのかなと。町民の生の声を聞いていただきたいなと思います。ご要望します。

それでは、3番の双葉町の復興について。令和4年春頃の帰還目標としていますが、何世帯何人が戻る予定なのか、また医療機関、商業施設など生活に必要な施設はいつ頃できるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町の復興について。双葉町に帰還する町民の目標人口や医療機関、商業施設の整備計画についてのおただしですが、帰還する町民の目標人口につきましては、平成29年9月に内閣総理大臣に認定を受けました双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画において、避難指示解除から5年後の目標人口を2,000人としているところです。

昨年度の住民意向調査において、戻りたいという方が回答者の10.8%であり、戻りたいと思っている全ての方が解除後すぐに帰還されるかは、皆さんの判断となります。自宅を改修する方、新築する方、また双葉駅西側の公営住宅に入居する方が想定されます。駅西事業の第一区域の公営住宅は86戸整備予定ですが、第二区域においても今後住宅の需要に合わせ、公営住宅の増設を検討していくこと

としております。

医療施設につきましては、住民の皆さんの帰還に欠かすことのできない施設であり、帰町された町民の皆さんが利用しやすいように、双葉駅西側に初期医療を担当する1次医療機関として診療所を整備すべく、現在設計業務を委託しております。建築工事は最短でも6か月ほどを見込みますが、令和4年の町民の皆さんの帰還からあまり遅れない時期でしっかりと対応できるよう、医療施設の建設に取り組んでまいります。

また、商業施設につきましても、生活する上で重要な施設であり、まずは役場仮設庁舎周辺に整備することとしており、商業施設のテナント入居者を先に選定した上で、建物の設計では、入居者の意見等を取り入れながら整備を進める方針でおります。

現在、双葉町商工会を通じまして、会員の皆さんに事業再開調査をしており、回答内容を踏まえて今後ヒアリングを行い、併せて周辺の自治体や商業施設へのヒアリングも実施し、商業施設の入居候補者選定の準備を進めているところです。令和3年度中に設計業務を実施し、駅西住宅の入居時期からあまり遅れない時期に完成できるよう、整備工事に取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、これもう時間がないので、要望だけさせてもらってよろしいでしょうか。僕は、令和4年の帰還というのは、これは無理があるかなと思っています。というのは、今いろんな面で、仮設とか、そういう面で、急げば急ぐほど、やっぱり手抜き工事と事故というのは免れなくなってくるのです。これ最初に本当は言いたかったのですけれども、医療施設に関しても、やっぱり焦れば焦るほどあまりいいものがないのかなと。だから、帰還という言い方はおかしいですけれども、入れるようになる令和4年春って、もう間に合わないではないですか。令和4年でなくても5年でも6年でも、今回約2年間、コロナがあるではないですか。コロナによって世界的にも、物にも生産にもかなりの影響が来ています。その中で町民も、どうせ戻れる、住む方がいるのだったら、ちゃんとしたいい場所に余裕を持ってやったほうが、施設もいいし、いろんなもので考え方も変わる可能性もあるではないですか。その時期にあって、コロナ禍、この経済が落ち着いてどういうふうになるかも分からないので、ちょっと僕、落ち着くことも大事だと思うのです。実際に、やれやれ、早くしろ、もう何としてもやれというような状況に今、多分双葉町はなりかけていると思うのです。だから、本当に今やってしまうなくてはとなった中で焦ってやって、要らないものをつくったりとか、実際に欲しかったものがなかったとか、大きくしなくていいものを、時間をかければ小さくしてもいいとか、そういうものがいろいろ出てくると思うので、ぜひともこれは私の要望なのですけれども、帰還時期の令和4年というのは、もう別に白紙にするのであれば、私もそれに対してのできる限りの応援はさせていただきます。

だから、ちょっと落ち着いて、町を振り返ってみるのも一つなのかなと思って、例えば、今人数を聞いたのですけれども、これが何人であっても、やっぱりもっと違う面で落ち着いた行政運営をした

らいいのかなと思うので、それちょっとお答えいただいて、僕の一般質問を終わりますので、やっぱり急いでやって、何でも国につくれ、何してくれではなくて、自分たち町民の意見を交換しながらやる時間も実際必要だと思うのです。双葉町は除染とか、そういうのでかなり遅れていますよね。ほかのところよりも帰れるところがそういうふうにあったので、その時間をいただく交渉とか何とかというのはできると思うのです。令和4年を、令和4年、令和4年、春が抜けても令和4年ではなくて、自分たちに合った、双葉町ののんびりした町民の意見を聞いたまちづくりにちょっと変更していただくと時間も、時間軸も、そこら辺をちょっとどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃっている意味は、私なりに理解しているつもりなのです。ただ、第2期復興創生期間、これは期限が5年と決まっています。その予算幾らかというと、福島県では1兆1,000億円、担保されている予算はそれだけなのです。実は、第2期復興創生期間、双葉町はまだそれ以降も復興するためにいろいろな財源が必要です。でありながら、いろいろな当時の総理大臣であり関係閣僚の皆さんにお願いすると、大丈夫だ。双葉、大熊はそういうふうな遅れているというのは分かっているから、ちゃんと手当てはするからと言ってもらっています。ですけども、先ほど言ったように証拠にならないのです。言っているけれども、それをそのままのみにしてしまったらどうなるかというのは我々も、この立場として信用しないわけではないですよ。信用していますけれども、確約されているものはないということを考えたときに、この5年間で勝負だというのは事実です。

そんな中で、急ぐな、しっかりと町民の皆さんが戻れるような環境整備をしろというご指摘も十分分かっているつもりなのです。ですが、今言いましたような5年というスパンの中で、次々と今1兆1,000億円の予算の、言葉は悪いのですけれども、分捕り合戦になります。双葉、大熊は、特にこの復興に関しては厳しい状況にある。そういった中で、どれだけ国、県の支援を引っ張ってきて町を復興させなくてはならないかという、これ時間がないのです。そういったことを考えた上での目標設定をさせてもらっています。

議員おっしゃるとおり、それをずらすことというのは、決して不可能でもありませんし、できることです。ですが、避難指示解除をしなかったときのデメリットということも考えないといけないと思います。避難指示解除をしないためのデメリットというのは、いろいろな作業に対する、いわゆる規制であったり、工事受注者とか何かそういったものに対するやはり規制がどうしてもあるのです。建設費の高騰というのは、そういうふうな、いわゆる帰還困難区域ですから、まだ避難指示解除していませんから、帰還困難区域で、ご存じのとおり、建設費、いわゆる作業費に関しては高騰しているのです、現実には。そういったものを解除することによって適正な値段に圧縮する、下げるということも可能になってくるのです。そういったことも踏まえて、総合的に考えながら、この避難指示解除ということはやっていくべきだと思っています。当然、町民の皆さんのほとんどに、ちゃんと生活できな

いような避難指示解除というのはあり得ないですから、そういったものを踏まえて検討していきたいと思っております。

(「ありがとうございました」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) ここで暫時休議します。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時04分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

議員の皆さんにお諮りします。このまま続投して一般質問をやることに対してご賛成の方は挙手にてお願いしたいと思います。賛成、よろしいですか。

(挙手多数)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成多数ですので、このまま続投で進めさせていただきます。

通告順位2番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

(1番 山根辰洋君登壇)

○1番(山根辰洋君) 議席番号1番、通告順位2番、議長より一般質問の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1、双葉町復興まちづくり計画(第三次)の策定を進めているところかと思いますが、計画の策定の進捗状況、今後の進め方、計画への町民の意見の反映方法及びこの計画が何年先のものを見据えた計画になるのか、お伺いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町復興計画の進捗状況について。双葉町復興まちづくり計画(第三次)の策定についてのおただしですが、平成28年に双葉町復興まちづくり計画(第二次)を策定し、平成29年には双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画を策定し、これらの計画に基づき、町の復興・復旧事業及び生活再建などの各種施策を進めてきたところです。復興まちづくり計画(第二次)は、5年から10年程度かけて取り組む施策として帰町に向けた事業、施策を中心に取りまとめたものであります。計画策定から5年経過する今年度に、帰町後のまちづくり事業、施策を取りまとめた双葉町復興まちづくり計画(第三次)として計画を改定するものです。

現在の計画策定の進捗状況ですが、役場内に副町長を議長として各課長が構成する双葉町復興まちづくり計画推進会議を設置し、第二次計画で掲げた施策等の検証を行い、これまでに実施してきた座談会やまちづくりミーティングなどでいただいた意見も踏まえ、推進会議でまちづくり計画の改定案

の作成に向けて取り組んでいるところです。

今後の進め方ですが、推進会議のほかに、学識経験者等で構成する有識者会議と、町内の各種団体を中心とした双葉町復興町民委員会を開催し、計画の改定案を様々な角度からご意見を賜りながら計画を策定してまいります。

町民の意見の反映方法ですが、今後、双葉町復興町民委員会の開催を予定しておりますので、委員には若い世代の方にも入っていただき、幅広い世代の意見を計画に反映していくことを検討しております。

計画の期間については、今後5年程度の期間の計画を策定し、毎年度実施計画により進捗管理を行っていく予定であります。また、状況の変化に応じて見直ししていきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 再質問させていただきます。

まず、ちょっとこの計画、第二次というところとまた違って、すごく重要な第三次計画になるかなというふうに思っております。理由としては、本当に具体的に、今までは避難で双葉町の土地等を使ってまちづくりができるか分からない中での議論が二次計画までだったのかなと思っていて、よりこの第三次計画というのは、より本当に具体的に土地を使った計画というのがたくさん出てくると思います。そういった意味でも、これまでの計画づくりとは違うのだということをしっかり示しながら、ステークホルダー、関係者ですね、より具体的にこの町に関わってもらえるような方たちにアプローチをかけながら実施していくことが必要だなというふうに思っております。

その中で、ちょっと1個目の再質問が、やはり今、産業拠点を含めて、周辺の方たちが既に事業をやられている方が多々いらっしゃると思います。その辺りの方たちにヒアリング等々、これまでにされているかというのをちょっと1個お聞きしたい点でした。

2点目が、刻一刻と町の姿が変わってくるのが今後予想されるかなと思っております、より柔軟な予算執行を求められるというふうに考えています。またその辺りでどのような考え方を持っていられるかというのをちょっとお聞きしたいというのが2点目です。

また、建物の整備というところで、3点目になるのですが、すごく、先ほど同僚議員のほうからも質問あったと思うのですが、ハードをつくってしまっただけで、固定化してしまうと、何かすごく刻一刻と風景が変わってくる中で、ハードが足かせになるというのが非常に起きてくるのかなというふうに思っていて、この辺りの柔軟性、よりハードとソフトを見据えた将来的な変化も見据えた、より柔軟な発想が求められるかなというふうに思うのですが、その辺り、こういった形で今考えていらっしゃるかというのを3点目にお聞きしたいと思います。

4点目、もう一個あるのですが、すみません。この10年、やはり三陸復興という形で、より岩手、宮城の皆さんがまちづくりをやってこられたと思います。そこでやっていた1年目、2年目、3年目というところが、すごく今の双葉町の1年目、2年目、3年目に該当してくるのだろうと思

ってしまして、多分恐らくその辺りの知恵の収集というか、そういったところも重要なのかなというふうに考えていて、ぜひ何かこの辺りで広域的に、そういったこれまでの復興の計画であったり実行ですね。もう多分形になっているものたくさんあると思うので、その辺りを収集する予定があったりするかどうかというところをちょっと4点目にお伺いできればと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、復興産業拠点、既に稼動している企業が今現在8つあります。そういった中で、もう事業を新しく開いているところ、再開しているところ、そういったところの事業者の皆さんとは懇談会というか、打合せをしたり、いろいろ、こういうふうにしたほうがいいのか、そういったアドバイス、まだ具体的に具現化できるような話にはまだなっていませんけれども、ある程度アドバイスをいただくようなことはしております。

予算については、これはおっしゃるとおり、予算も限られた予算の中でやっていかななくてはならないのですけれども、いつも一般質問の中で答弁させていただいているのは、我々経験値のないことをずっと経験してやってきているわけですので、その年その年、その時その時に柔軟にやっぱり対応していくしかないのかなというふうに考えています。今はこうだと思っても、明日には、1か月後には、1年後には現状変わってくるというのは当然柔軟に対応していかなくてはならないということで、柔軟にやっていきたいと、そういうふうに思っています。

3点目の建物を整備することによって、いわゆるハードの部分、ソフトの部分でも足かせになってくるのではないかということだったと思いますが、そこは人とのつながり、町とのつながり、コミュニティ形成を含めたソフト面にすることについては計画内容を議論していく、そういうふうな会議とか協議会とかも立ち上げることによって対応していきたいというふうに思っています。

あと4点目の三陸復興ということで議員から話がありました。私も個人的にちょっと気になったことがありまして、三陸の津波被災地、何度か見させてもらっています。特に私が歩いた中で、私の見た部分が全部見ているわけではないのですけれども、宮城県の女川町、これある意味復興のフロントランナーと言われているところなのですけれども、幸い女川町も原子力発電所の所在市町村なのです。そういったことで、もともと交流はありました。女川の須田町長とも個人的にお付き合いがあったので、何度か女川の復興の取組というのは見させてもらっていますし、うちの職員、復興を担当している課の職員の連中も行かせてもらって、今年から、実は女川町から職員が応援に来てもらっています。その職員というのは、町の復興に、いわゆる取り組みをしたプロの職員なのです。そういう職員が今双葉町に来てもらって、双葉町の復興のいろいろな部分で協力してもらっています。そういったような先進事例の人たちの知見というのは、非常に我々にとって役に立ちますので、そういうふうな、まさに復興の最先端を行っている女川の例であったり、そういった部分を、いい部分は取り入れていくと。復興するときには何が問題だったかということも実は経験しているのです。復興から10年たっていま

すから、彼らは。双葉町は復興からといっても、実際に動き始まったのは平成29年の特定復興再生拠点計画の認定からですから、まだ半分なのです。そういった部分で、いろいろな問題点を、そういった派遣してもらった人間からアドバイスを受けて、町としてそういうふうなことを遅滞なくできるように取り組んでいけるようなことをやっていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。ちょっとこれからの部分がたくさんあるかなと思うので、ちょっと具体的なところはこれから検討していただければなというところではあるのですが、最後の三陸のお話をちょっと出したところで、思いとしてというところでちょっとお伝えしたいなと思うのですが、やはり10年かかっていて、10年かかっていながらもできなかったことというのはたくさんあるというのは皆さんおっしゃっていて、それをやはり5年の予算担保でやりなさいというのは多分難しいというふうに個人的にも思います。

そういった意味でも、この計画の中にほかの地域が10年かかっていることを、やはりしっかりと計画書に明記することでの、そういう意味での将来的な予算要望というか、そういったところにもつなげられるのかなと思うので、そういったのを知恵としてしっかりと理解していますよということは、町として計画書に入れるのか、要望として入れるのかいろいろあるとは思いますが、その辺りが重要なのかなというふうに思っているところです。すみません。ここは回答要らないです。

2番目に参りたいなと思います。2、7月に東日本大震災復興加速化のための第10次提言が、与党東日本大震災復興加速化本部より示され、その中で、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の除染に関する方針も示されましたが、帰還希望の有無にかかわらずの全面除染というのが地元の希望というふうに理解してしまっていて、そこを乖離する部分も見受けられると私は思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、帰還困難区域の除染方針について。特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の除染に関する方針の受け止めについてのおただしですが、ご指摘の東日本大震災復興加速化のための第10次提言を受け、8月31日に政府において、同提言に沿った「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。この中においては、特定復興再生拠点区域外の住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行う。住民の意向確認に際しては、すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回にわたり実施する。特定復興再生拠点区域外の除染は、現在計画されている特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく開始する。除染の手法、範囲については、十分に地元自治体と協議しながら検討するなどの施策を通じて、2020年代にかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていくこととされています。

町としては、双葉町全域の除染と避難指示解除をこれまでも国に求めているところであり、8月末

にも同様の要望を国に対して行ったところでは、また、国においても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの決意に揺らぎはないとしています。双葉町全域の除染・避難指示解除というゴールは変わっていませんが、ゴールに至る道筋は示されましたので、そこに向かって、町としてはしっかりと取り組んでいく所存です。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） では、再質問させていただきます。

ちょっと再質問の端的なところでいくと、町のしっかりと独自の除染方針みたいなものをお示しされるかどうか、そのためのアンケート、いろいろな意向調査をされるかどうかというところが端的な質問になるのですが、ちょっとその辺りの背景、質問の背景をちょっと補足させていただくと、もちろん今回、拠点区域外の該当される個人の方の権利というのが尊重されることが第一だというふうに私も思っているところではあるのですが、ちょっと一方で、違う観点で、周辺エリアに住んで生活される方であったりとか、将来生活を行う若い世代、移住者であったりだとか、双葉町に訪問する、既に伝承館もあつたりしますが、その方たちの安全を確保するというのもすごく必要なことであるというふうに考えていますし、短期的に物事を考えてしまうと、やはりするしないの話になってしまうと思うので、やっぱり将来のまちづくりにおいても、この除染が重要であるということを示すことと、それをしないことでまちづくりの足かせになるということをしっかり伝えていただくのが必要なのかなというふうに思っています。

ちょっともう少し踏み込んで言うと、周辺エリアに住んでいる方というのは、もちろん拠点区域内に住まれる方、あとは役場職員の皆さんもそうだと思うのですが、お仕事に従事される方みたいな、そういった方のご意見も十分に尊重されるべきだと思いますし、今移住という話でいくと、富岡町に移住センター、これは国として設置をされていると思うのですが、その中のアンケートで、首都圏を含めて8万人に移住希望者のアンケートを取っていて、そのうち12市町村に移住を要望というか関心を持っている人は563人というようなアンケートが出ていて、その563人中、ちょっと年代によってばらばらなのですけれども、4割強の方が仕事、生活に安心があれば移住を選択するというような回答をしていて、逆に言うと、それがなければ移住しませんというふうに言っているようなアンケートかなというふうに思っていて、ほかの12市町村と機会、双葉町、当町において、そういった除染がされないことで機会の均等化というのが図られないのではないかとこの辺りに感じていて、この辺り、除染と移住と、国として方針を出しているところではあるので、それをちゃんと機会の均等をつくっていただくためにも、ここはすごく重要なポイントかなというふうに思っています。

また、若い世代というところでは、今、当町の中でも複数、ベンチャーという形で創業されている方も聞いているところもあつたりとか、あと今広域で、13市町村にまたがって、若者に創業支援をするというような、そんなような団体もある中で、すごく未来への投資というのも、すごく地元から発信してやっているというふうな状況があつて、将来的な、この地域における潜在能力というのは

すごくあると思っています。そういった意味でも、将来足かせになるような、除染がされないということは、すごく町にとっても足かせになってくのではないかなというのが思っているところです。

また、一部の町民の皆さんから私のほうにもお伝えしていただいているのですけれども、自分はまちづくりに参加できないかもしれないと。でも、やはり若い世代、移住者に、行く末、この町のバトンを渡したいというふうな声も聞いていまして、私としてもそれを受け取りたいなというふうに思っているところもあり、そういった意味でも若い世代の力、そういった意向というのも一つ吸い上げる仕組みというのは必要なのではないかなというふうに思っているところでした。

そういった意味でも、個人のアンケート、もちろんここは尊重されるべきというふうに私も思っておりますが、町に関わる方たちの多角的な声を収集することというのがすごく重要だと思っていて、そういった意味でも独自のアンケートをやられるかどうかというところと、町の独自の除染方針みたいなところを示したほうがいいと思うかという点、改めてちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、議員が言ったのは、いわゆる今回の白地地区の除染の在り方、方法、町として独自にいろいろな除染に対する考え方、方向性を示すことは考えているのかということだと思います。質問はそのようなことでよかったのかなと思って聞いておりましたけれども。まず今回の、議員の質問の要旨に書いてあります地元の希望と乖離する部分ということで、全域を完全に除染をして、帰還困難区域を解除するというとは確かに具体的に書いてある中身は違います。ですが、先ほどの一般質問の中でも答えておりますけれども、今まで10次提言が行われるまで10年間ずっと固定化して、どんなに時間がかかろうとも帰還困難区域は全て避難指示解除するという文言だけがある意味頼りだったと。それが、希望する方は、ちゃんと戻れるように整備をすると。さらには、そういった人たちが2020年代にはということまで出ているわけですから、我々とすれば満額回答ではないですけれども、かなりの部分進んだというふうには受け取っています。ただ一方、全域の除染をさせるということは、我々は当然目標として掲げておりますし、帰還困難区域を抱える5つの自治体では、全て全域の避難指示解除ということは、これはずっと今後とも継続してやっていくと。そういうことには変わりありません。

町独自にということになりますと、いろいろ考えなくてはならないし、柔軟に町独自の方法がどういうふうに、いわゆる白地地区に住んでいた人たちの希望というのが一番これはベースにならなくてはならないとは思いますが、残念ながら住民意向調査の中で、そういった人たちを含めて回答があった人の中で、10.8%しか戻るという意向を示していないわけです。そうなると、帰還困難区域の方の中でもどれだけの人が戻るという意思を表明してくれるかということを見ると、非常に、逆にあまり意見を聞き過ぎて、その取組をしてしまったらば、帰還意向がない地区がもしあったとするならば、これは手つかずになってしまう危険性もあると。そういった部分も柔軟にやっぱりやっていかなくてはならないのかなと。ですから、除染、解体、避難指示解除、そういうふうなことをさせるためには、

意見も当然聞きます。聞きますが、そういった、いわゆる決してプラスにならないような意見というのでも出てくるだろうということを考えて、やっぱり広域的に、大局的に物を考えていくようなやり方のほうがいいのかなど。

ですので、今回、石熊行政区のほうから、早い避難指示解除のためのいろいろな取扱いの要望がありました。そういった意向が出てくるところは、我々としては逆に国に要望として上げて、国との協議に入りやすいというのがあります。一方で、そういう要望がなかったら、なかなか取組が難しいということになりますので、その部分をどういうふうクリアしていくかというのは、町としても今後検討していかなくてはならないし、皆さんの意見を聞きながら方向性を示していけるようにしていきたいと思います。この除染、解体、全て避難指示解除に関しては、基本国の責任においてやらなくてはならないことだというのは原理原則として思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。提言の中にも最終的な除染範囲や方法については、自治体と協議しながらというのが書かれていると思うのですが、逆を返すと、皆さんが最後のとりでですというところがあると思っています。その何かとりでを、ある意味強化するために、あらゆる観点の情報というのはぜひ集めていただきたいというのが私の一つ思いとしてあるというところで、そういった意味で、多分交渉をするということが今後発生すると思うのですが、その中でちょっと私としては3点あるのですが、1つが、私、移住者として今ここにいるわけで、最初、町民の皆さんに、何で自分の土地に帰るのに許可が必要なのかという、いろんなそんなお話を聞いていて、実はしっくりきていませんでした。皆さんの感情というのは、私、実はしっくりきてなくて、実はコロナになって、皆さんに許可制の社会というのがどれだけ苦痛かというのを多分感じていらっしゃるのかなと思うのですが、この許可制であるということは、ある意味本当にあってはならないというか、財産権、人権的にもあってはならないというふうに思っているのでも、何かそこをどう解消するかということが一つ大事だろうなというふうに思っているのでも、その観点をぜひ持って交渉に当たっていただきたいというのが1つです。

もう一つが、さっきちょっと町長の答弁にもありましたけれども、復興というところの定義というのは、多分恐らくほかの与党の先生方も含め、これは事務を行っているような官僚の皆さんも含めだと思ってしまうのですが、やはり事故収束、復旧、復興というのがまるっと復興という、このくくりになっていることに多分違和感があり、そこが多分うまく説明し切れていないところだなと思っていて、仮に復旧というのがゼロから1が私は復旧の定義だなと思っています。1から10にするのが復興で、事故収束というのはマイナスからゼロにする作業であって、ここを復興にくくるとするのは、やはりちょっと違うかなというふうに思っているところです。なので、そういった意味でも、その辺の定義をしっかりと握りながら交渉していくというのはすごく大事な部分かなと思いますし、ここは廃炉、除染、賠償というところは、全部ここのマイナスからのゼロにするということだと思うので、

ぜひこの辺りも観点に入れていただきながら交渉していただきたいなというふうに思っているところです。

あともう一つが、やはり先ほどもちょっとトップダウンというか、そういう形で民意がどこまで反映されるか分からない中でいろんな枠組みがこれまで決まってきたというところもあって、本当にやり方を、今回個人の意見を尊重するというのももちろん提言に入っていますけれども、やり方を間違えると、本当に人権的なところにも抵触するようなこともあると思うので、ぜひここは国と町を含めてしっかりと協議した上で取り組んでいただきたいなというふうに感じていて、この辺りのちょっと交渉に対するスタンスというか、今後のお考えをぜひちょっと伺いできたらなというところでした。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

1番目の町民の方が自分の土地に戻るのに許可をもらわなくては戻れないという話、ある意味もっともな話でありながら、でも行政、国の責任ということを見ると、両方の部分、受ける側と与える側との感覚の違いというのは、これある意味あるのだろうと思います。国行政は、やっぱり住んでいる人たち、住民の皆さんの安心安全、生命、財産を守るのが基本原則です。そういったことを考えたときに、いわゆる帰還困難区域というのは、帰還するのに難しい、いわゆる放射線が高くて危ない、危険だということから認定されているわけですよ。そういったところに、あなた戻っていいよと簡単に言えるかということ、これは、では誰が責任だという責任問題になりますし、そういったことを考えると、なかなかそのバランスというのは難しいのだろうというふうに思っています。そういった部分で、この部分に関しては、どちらの側にもそれぞれの考え方はあるのだろうと。そういったものをどういうふううまく、言葉は悪いのですけれども、折り合いをつけていくかということのかなと思っています。

あと、議員が収束、復旧、復興、その考え方、これはそれぞれの皆さんがそういうふうな考え方は必ずしも一致しているということではないと思います。復興という名前、復旧という言葉、私もよく考えますけれども、なかなか我々の今置かれている状況で、復旧、復興って何をもって、はい、できましたということになるかということ、非常にこれは難しい、もう本当に難しい計算になってしまうのかなというふうな感じをしています。そういった部分では、まず一人一人が全て100%できたからということではなくて、ある程度の部分でここまで来たのだなと。うちの町、双葉町に関して言わせていただくと、96%帰還困難区域が、平成29年の国の認定により特定復興再生拠点区域にいち早く認可をしてもらったと。本来は、私自身もそうですけれども、ここにおられる議員の皆さんもそうだと思いますけれども、もういつ戻れるかというのは、恐らく具体的に分かっていた人はいないと思います。それがその認定で5年を目途に、今除染、生活するためのインフラ、いろいろな整備をしてということに変わったわけです。法が変わったことによって。そういったことを考えたときに、満足はしてはいけないと思いますけれども、このぐらいまで来たのだという、自己満足の世界になるのでしょうか

れども、戻れなかったのが戻れるようになったというのは、これはかなりの進捗だというふうに思っています。それをもって、そんなので満足していいのかと言われれば、返す言葉もないのですけれども、ただ戻れない状況が全然変わったというのは、これは評価するべきものだと思います。

さらには、本来復興というのは、元の町に復するというものはずなのですが、私の考えている双葉町の復興というのは、そういうものではないので、残念ながら復興という言葉は当てはまらないのかなと自分では思っています。なぜそういうふうな方向にかじを切っているかという、今の意向調査の中で、住民の皆さんの帰還意欲というのが、残念ながら10年経過してどんどん減ってきているというのがやっぱり一つの要因になっていると思います。もともとの住んでいた住民の皆さんが戻って生活できるというのが一番ベストですし、そうなればいいと思っていますが、残念ながらそういうふうなことは我々の思っているものとはかなり厳しい状況になっているというふうに思っていますので、町を維持、存続するためには、やはり住民の人たちが戻ってきて、人が住まない町だったら、これ町の存続ってできないわけです。存続させるためにどうするかということに我々は考え方を重きを置いているというふうに思っています。

そういった部分では、新たな移住ということも含めて考えていかななくてはならない。そのために双葉町の場合は、見せ方と言ったら申し訳ないのですけれども、駅周辺の開発に力を入れていくわけです。他の町の復興がいい悪いという評価する立場ではありませんけれども、やっぱり双葉町独自に、やっぱり魅力ある町をつかっていきたいというのが一番根底にあります。そういった部分で、駅西地区というのは、ほかの町の、いわゆる復興公営住宅、公営住宅、都市計画の整備の仕方とはかなり異なっているというふうに思っています。それが結果としてよかったかということになると、これまた時代がたってからでないと判断できないことになると思うのですけれども、今現在では、まずいつも私自身も思っているのは、自分がまず戻って住みたい町、職員にいつも言っているのは、自分たちがこういう町だったら戻りたいという町をイメージしてくれと。そういうふうなことで、駅西のほうはそういうふうな構想で今つくらせてもらっています。そういった部分で、復旧、復興の考え方というのは、ちょっと人それぞれによって違うのかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、いろいろな国との交渉ということなのですが、これはおかげさまで3期目、町長の職に就かせていただいているのですけれども、やっぱり人と人との交渉になってしまうのです。いかに国がこうだと決めても、やっぱり国の中でもしっかりと我々の考えを聞いてくれる人、通り一遍の事務的な作業をする人、いろいろいるのです。いかに人として我々の思いを聞いてくれるような人と交渉するかだと最近では思っています。政治家に関してもそうです。そういう人たちとパイプをつくることによって、双葉町の思いというのを伝えながら、簡単に言うと予算づけが一番大切ですから、そういったものをしてもらおうと、そういうふうなことで今現在はやらせてもらっています。それが結果としてどうなるかというのは、なかなかこれは評価、自分で評価するのも難しいのですけれども、今、

町が置かれている厳しい状況の中では、将来双葉町を存続させるためには、ベストとは言えないまでも、このぐらいは最低限やらなくてはならないことだろうというふうに思っています。

そういう部分で、議員の皆さん方にも、いつも思うのですけれども、対峙するだけではいい結果にはならないのではないかと思っているのです、最近。いかにこちらの考え方に同調してもらうかというところに力点を置いたほうが、意外と効果が出てきているのではないかなと私は最近感じているのです。それが正しいとは思っていませんけれども、そのほうが国の、いわゆる役人の人も政治家も人ですから、やっぱりそういう人たちが感銘を受けた、感激した、そうだなと思ってもらえることが動くことになるのだろうと。ですから、交渉に関しては、まさに今そういうふうな交渉の仕方というのがある程度効果が出てくるのではないかなというふうに思っています。そういう部分で、再々質問のお答えになっていないかもしれませんが、私としては、そういうふうに今やらせてもらっています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。本当に最後のとりでというお話をさせていただいたとおり、やはり皆さんの思いを背負っていただくしか我々としては方法はないのかなと思いますので、そこは一番上にやりつつ、やっていく部分も必要だなと思っていますので、私のほうもそういった観点で、いろんな方の声を聞いていきたいなと思っています。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午後 零時42分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和3年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年9月15日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第 72号 双葉町児童館使用料条例等の廃止について
- 日程第2 議案第 73号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第 74号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 75号 双葉町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 76号 双葉町児童厚生施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 77号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議案第 78号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第 79号 宮ノ脇・森合線（森合橋）災害復旧工事の施工に関する協定の一部変更について
- 日程第9 議案第 80号 石熊橋（下部工）橋梁災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第 81号 前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第 82号 マンホールポンプ更新等工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第 83号 個人用電子式線量計購入契約の締結について
- 日程第13 議案第 84号 対償土地の取得について
- 日程第14 議案第 85号 土地の取得について
- 日程第15 議案第 86号 双葉町と富岡町との間における事務の委託に関する協議について
- 日程第16 議案第 87号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第17 議案第 88号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについて
- 日程第18 議案第 89号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第 90号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第 91号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第 92号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第 93号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第 94号 令和2年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第24 議案第 95号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第25 議案第 96号 令和2年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第26 議案第 97号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について

- 日程第27 議案第 98号 令和2年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第28 議案第 99号 令和2年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第29 議案第100号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 発議第 4号 双葉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第32 発議第 5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見
書案
- 日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第34 議員派遣の件
- 閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1、議案第72号から日程第30、諮問第1号まで、それぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第72号 双葉町児童館使用料条例等の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第72号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第73号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第3、議案第74号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第75号 双葉町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第75号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第76号 双葉町児童厚生施設条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第76号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第77号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第77号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第78号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第78号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第8、議案第79号 宮ノ脇・森合線(森合橋)災害復旧工事の施工に関する協定の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第79号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第80号 石熊橋(下部工)橋梁災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第80号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第81号 前田川1号雨水幹線樋管部改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 議案第81号の締結でございますが、落札事業者、前の議案第80号も落札をしておるわけですが、住民目線から見て、この落札事業者が拠点内の災害復旧、特に下水道の事業、復旧事業、町内9工区ほどあるのですが、その工区のうち7工区、やはり災害復旧、下水道の工事を今しております。これだけ1者で工事を請け負っているわけですが、今年度内あるいは今年中に工期に間に合うのかどうか、その辺のところをちょっと危惧をしておるのですが、そこは心配ないのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

災害復旧に関わるいろいろなもの、さらには下水道工事、さらに今回の議案第81号、いろいろな工事の請負をしておるということで、工期内にしっかりと完成できるのかというふうなおたただしですが、建設課長に説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 岩本議員のご質問に対してご説明申し上げます。

先に発注しております下水道工事、昨年から繰越しの1工区、2工区、3工区につきましては、順調に工事のほうは進めておりまして、工程どおりに現在のところは進んでおります。そのほか7、8、9工区につきましては、現在工事のほうを進めておりまして、こちらも工程どおりに進んでございます。

今回の前田川1号雨水幹線の樋管部改修工事についてなのですが、こちらにつきましては河川管理者の福島県との河川協議によりまして、河川内の工事につきましては、渇水期、水が少なくなる時期の11月から5月までに施工を条件として付されておりまして、これによりまして本契約となりましたならば、年度内完成を目指しまして、請負業者と工事の工程の調整のほうは行いたいと思っております。

すが、状況によりましては、年度内完成が難しい状況となる可能性もございますので、その場合につきましては繰越し等を行いまして、5月まで、渇水期の条件の5月までには完成させたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 今の説明で理解をいたしましたけれども、町民目線でということを行ったのは、年明け、準備宿泊もございます。来年の春には拠点内の解除というふうなことも町では目指しておりますので、一番生活に密着するのは、やっぱりインフラ整備だというふうに思っています、特に下水道に関しては遅滞のないように、工期に間に合うように、町民の帰還に支障のないように行っていただきたいということで申し上げました。

それと、もう一つ、やはりこれはちょっと要望に入るのか、町の今後の考え方と申しますか、いろいろと災害復旧工事、これからも今年度も一般会計補正予算にも出てきますけれども、数多く工事がこれから発注されると思うのです。町内の事業者、今頑張っているいろいろな地元に戻って事業を再開している、そういう事業者もおります。やっぱり町の復旧、復興は、やはり事業者全員で取りかかる。やっぱり町内の経済を回していくためには、偏ったそういう、偏った受注ということではないのでしょうか、それぞれ入札制度の中で、資格審査で透明、公正性で入札をしているかと思うのですけれども、やはり小さい事業者も参画できるような、そういう町の体制、仕組みづくりというものも、例えば請け負った事業者の下請等々で、やはり町の事業者を使っていたかというようなことも含めて、町のほうでもやっぱり指導をしていただきたいという思いでおりますけれども、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

議員からご指摘ありました工事の種別によっては、入札のいろいろな指名ということに関してはあると思いますが、その入札の制度にのっとって、しっかりと、今ご指摘あったことも踏まえてやっていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 先ほど工程の話、いろいろしていましたが、最終的な工程は3月31日でよろしいと思うのですけれども、工程もそうなのですけれども、実際今コロナ禍で、世界経済自体があれで材料、あと多分人手不足、機械とか、そういうのも多分発注してからいろいろ製作物とかいろいろあるのですけれども、これ見たときにどうなのかなと。最初からありきなのかなと。であれば、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、3月31日、水が減っている時期の5月まではと最初から延ばすのだったら、そういうふうに事業者にやってあげたほうが、確かに町の帰還も大事ですけれども、工事で万が一何かあったりとかなんとかということ、コロナで材料が入ってこないとかなんとかいろいろあるのですけれども、そういう期間も見ても今年度いっぱいという、3月31日が工期だとい

うことを設定しているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

これは入札制度、まず国、県の制度にのっとってやっているということですので、その部分は逸脱しないような、また議員ご指摘のような年をまたいでかかってしまう可能性があるというものも、そういったものが今後そういうふうなことが可能であるかどうかも含めて対応していきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 例えば今まで事故繰越しとか、そういう事例はいっぱいありました。その中で、最初から、例えば本当に2月に雪が多かった、雨が多かった、それによって工事ができなかったというもので、自然相手なので、なかなかできないというのは、これはもう理解できることなのです。理解もしなくてはならないし、そのための事故繰越しという手続があると思っているのですけれども、実際これ発注している時点で、もうコロナ禍で材料が入ってこない。なかなか材料が入ってこない、製作物が間に合わない、そういう状況になって、今現状である中での工期が決まってしまうと、コロナ禍だったからとか、もう分かっていることなので、事故繰越しして僕たちは認められない事例になってしまうのかなということを考えました、私は。それであれば、やっぱりなかなか、最初から分かっていたでしょうと僕らはこれ、事故繰越ししたときに言うようになってしまうので、それであればやっぱり事業者とかいろいろなことを考えれば、その分の余裕を与えたような、今回だけでなく、今後の発注事業に関しては、コロナ禍なのですよ、今。それによって世界も厳しい。車なんかでも本当に今まで1か月、2か月で納車できたものが、外国から材料が入ってこないとか、そういうパーツが入ってこないということで、かなり半年、1年と延びているような事例もあるので、であれば最初から、そういう時期も見た工期をやっぱり契約の上に出してあげたほうがお互いにいいのかなと思われましたので、それはでは逆に、今後の事業に対してそういう工期の延長ですか、余裕を持った工期をなるべくだったら組んでいただきたいという要望でお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第81号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第11、議案第82号 マンホールポンプ更新等工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第82号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第12、議案第83号 個人用電子式線量計購入契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第83号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第13、議案第84号 対償土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) まず最初に、これ実際にもういいですね。契約者、名前出してと思うのですけれども、これ相手が東京電力ということで、金額を動かすのではなくて、補償の中からの差引きとならなかったのかなというのが1つと、あとこの土地を購入してから、多分上物もまだありますよね。それを具体的に何に使うのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

建設課長のほうから説明させます。

○議長(伊藤哲雄君) 猪狩建設課長。

○建設課長(猪狩 浩君) 菅野議員のご質問に対してご説明申し上げます。

この対償土地なのですが、こちらのほうにつきましては、上物につきましては、補償対象とはしてございませんで、東京電力さんのほうで、上にあります社宅のほうについては取り壊すということで、取り壊して更地にして町のほうに引き渡すという形になってございます。

(「賠償」と言う人あり)

○建設課長(猪狩 浩君) 一度、税制上の特例措置を適用させるために、一度町のほうで対償土地を取得して、その後に事業用地の地権者の方と土地を交換するという形にしてございます。ですから、お金で相殺ということ、お互いの相殺ということではなくて、一度町で買って、町と事業用地を交換するという形、3者契約ということになるのですが、そちらのほうでやっております。

○議長(伊藤哲雄君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 今、復興まちづくりの中で、相殺というか、3者というのも、これどこの土地をやるのかな、個人の方に渡すということですか、交換でというのが取りあえず1つと、もう一つなのですけれども、双葉町職員、大多数の方が多分双葉町のほうに行くと思うのですけれども、個人

でアパートを借りたりとかなんとかとするのであれば、我々の町の拠点が、双葉町の拠点が一番最初
は川俣に移りましたよね。その後に埼玉県加須市に移りました。それで、そこはちょっと長かったの
で、職員の方もそちらで家族とかいる方もいろいろいます。その後にいわきに來ました。これ、やむ
を得ず、実際に言ったら、家族と離れ離れで暮らさなくてはならない状況を、また双葉に戻ればつく
るわけですよね。そこから通えないわけですから。であれば、ちゃんと国と話し合っ、建物の利活
用ができないのかと。これ一般質問でもやらせてもらっているのです。あそこの原田住宅ですよね、
原田住宅の場所というのは、確かに新築の寮もあったはずですよ。あと、社宅なのかどうか分らない
ですけども、新築で一回も使わないでやったところもあります。あと、こちら側に関しては、建物は
確かに古いですけども、一回も入らないで、改装して一回も誰も入っていないはずなんです。
そこを例えば2棟、3棟とか買い上げれば、残してもらうことによって町としての寮ができるのでは
ないのかなと僕は思うのです。そうすれば、わざわざ高い家賃を払ったりなんかしないような方向性
のものを考えてあげたほうが、一般でどうですか、皆さん。本当に役場職員って、こんなことを言う
とあれですけども、賃金的には若い方とか、そういうのはかなり厳しいと思うのです。そういうの
を考えたときに、その中から二重生活とか、本当に田舎なので、本当に親がいて、自分たちがいて、
子供たちがいてと3世代で暮らしているのが割かれて、普通だったら2世帯に分かれたりなんかする
のは分かるんですけども、3世帯に分離するような感じになっているところもあるのです。

であれば、町としてその予算を取って、双葉町の寮として置くのも一つの手だと思うのですけれ
ども、活用方法というので、そこをちょっと考えてあげないと、職員もなかなか大変だと思います。
家賃払って、その中でやっていく。確かに手当は出ますけれども、手当の範囲内でやれるものはない
と思うのです。今現状、双葉町に帰ったとしても、今度は買物したりなんかする場所が、もう来年に
できるかと思ったらできないと思うのです。家族に会うための交通費とか、そこまでもなかなか、そ
ういうふうになるとなかなか、役場を辞めなくてはならないとかなんとかという理由の一つにもなり
かねないので、町長、一般財源の使い方で、そこら辺ちょっと職員にも、日頃一生懸命やってもらっ
ているので、そこら辺は町民の皆さんも理解はしていただけたと思うので、そういうような方向性の
ものをちょっと考えてほしいなと思うのですけれども、町長のお考え、ちょっとお聞かせください。

それで、さっき3者ということは代替地にするのかな、それをちょっと聞かせてください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘の職員用の、いわゆる寮もしくは宿舎という件で、東電の原田社宅、さらには平成23年4月
から使う予定だった東電の独身寮、これは未使用だというのは、独身寮、原田にあります。これ未使
用だったのも、実は町としても検討はさせていただきました。原田社宅に関しては、やはり老朽化と
いうことでそぐわないだろうというふうな判断に、いろいろと検討させてもらった結果、判断しまし
た。原田の独身寮、未使用のところ、これはいわゆる未使用ですから、何とか使うことは可能ではな

いかと。東電と交渉して賃貸もしくはそういったようなもので提供していただけないかというふうな交渉もさせてもらって、いろいろ検討した結果、震災から10年以上たって、簡単に言うと使用できるようなメンテにかかる費用というのが、我々が想像していた以上にかかるというふうなことが結果分かりましたので、これもちょっとそぐわないと。

そういったことで、職員の負担ないような宿舍もしくは住居というのは、前にも全協の中でもお話しさせていただいた考え方、さらにはいろいろな方法としては、まだ決定しているということではありませんけれども、検討はさせていただいております。そういったような状況ですので、議員話されたように、職員の負担がなるべくないような、軽減化させるような取組というのは当然考えていきたいと思えます。

細かい内容につきましては、建設課長のほうに説明……その辺の説明も含めて建設課長のほうに説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 菅野議員の再質問についてご説明申し上げます。

今回代替地として取得する対償土地につきましては、大字長塚原田の13番の1、東電原田社宅の東側の部分、古い建物が建っている部分でございます。面積は5,999.2平米となっております。地目は宅地でございます。契約相手先は、先ほどありました東京電力さんとなっております。事業用地として取得する部分につきましては、全協のほうでもちょっとお示した、地図のほうでお示したしましたが、駅前の土地と、あとは駅西のところにも土地がございます。契約相手先につきましては、駅前の土地を所有されている方でございます。面積につきましては4,681平米となっております。用地交渉の中で、事業用地の地権者側のほうから代替地の提供等の要望がございます。今回取得する土地では、双方、代替地提供者と代替地取得者のほうで了解をいただきましたので、代替地を取得し、事業用地と交換するということになってございます。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君）

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

対償土地の取得について、議会のほうに説明がなかったというふうなご指摘でございますが、9月2日の全員協議会のほうでこの件につきましては説明申し上げておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議案第85号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第85号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第15、議案第86号 双葉町と富岡町との間における事務の委託に関する協議についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第86号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第16、議案第87号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第87号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第87号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第17、議案第88号 双葉町特別功労表彰の同意を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第88号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第88号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時00分

○議長（伊藤哲雄君） 再開いたします。

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 先ほどの質疑の中で、議案第84号で、説明は聞いていました。申し訳ありませんが、発言の取消しをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 発言の取消しを皆さんに諮りたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしということです。受けました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） それでは、引き続き進めたいと思います。

日程第18、議案第89号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第10款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第11款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第15款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第16款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第17款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第20款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 9ページです。第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 11ページです。第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第9款消防費。

6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) 消防費の16ページの委託料並びに公有財産購入費でございますが、第1分団のこれからの屯所の整備、第2分団も屯所の整備での設計業務委託料ということですがけれども、全協でも担当課長のほうからも説明いただきましたけれども、今後の消防団体制の在り方というのも、当然議論はされているかとは思うのですけれども、ただ単に、これから町民がどれほど戻ってくるか。目標は2,000人ですがけれども、その中で消防団員が、地域にどのぐらいの消防団員が存在するかということだけでは、これは考えてはいけないというふうには思いますけれども、やはり消防機能をどういうふうに活かしていくのかということが、やっぱりこれから町内の防災を考えていく上で大切なことではないかなと。単にそういった消防機能だけを設置するのではなくて、それをいかにやっぱり活かしていくか、機動力と申しますか、そういったことがやっぱり求められていくのかなと。

現消防団員の皆さんのやはり思いというものは強いものがあるというのは、それは重々察しているところですがけれども、やはり町民が少ない中で、いざ有事の際にどういうふうな体制で出動していくかということ、やはりそれは消防機能というのは一極集中というのですか、防災機能というのはやはり集中させなくてはいけないのではないのかなと。それが新山地区、長塚地区というのは当然ですがけれども、その他拠点内に位置する消防団、あるいは今後拠点外の整備をする上で、拠点外の消防団の屯所というようなことも今後いろいろ検討されると思うのですが、駅前の役場機能がある近くにやっぱりそういう防災機能というものは置いて、いざ何かあったときに、すぐ活動ができるというのが、今後考えていく上で、やっぱりそういったところも考えて整備をしていかなくてはいけないのかなと。

1分団屯所、2分団屯所を整備してはだめだということではなくて、いかにその機能をやっぱり活かしていくかということは、これから消防団員、消防団、またそれぞれ区長会の意見を聞きながら、きちとした形で、戻られた町民の安全安心を守っていく上で必要ではないかなというふうに思うのですけれども、町長、いかがお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

旧第1分団、第2分団屯所、第1分団に関しては場所はちょっと変わりますけれども、その跡地に屯所の建築ということで、将来帰還住民の動向推移というものを踏まえて集約させたらいいのではないかと議員のご意見だったと思いますが、それも確かにそのとおりであります。今現在、特定復興再生拠点区域555ヘクタールの中で、バランスというものを、将来的に復興していくときに考えなくてはならないだろうということで、第1分団、第2分団屯所ということで考えております。

さらには、年数はちょっと忘れちゃったけれども、消防団員定数削減、消防委員のほうから諮問をいただきまして、削減もしております。現在、なかなか消防団員の皆さんも全国各地に避難をしている状況で、集まってできるというような行事というのもなかなかなくて大変な状況でありますけれども、ただ町に帰還したときに、消防団の活躍といいますか、防火も含めて、いろいろな対応というのは、今後期待しているわけでありまして。そういった部分で、取りあえずという言葉はちょっと適切ではありませんけれども、まずは新山、長塚のエリアの中で、長塚地区、新山地区の屯所周辺にそういうふうなものを開設することによって、避難指示解除の帰還住民のための安心安全の取組の一つとして考えております。さらには、それ以外の白地地区の解除の時期というのも徐々にやっていかななくてはならない状況になりますので、帰還する住民の皆さんの動向をしっかりと捉えながら、この辺に関しては対応していくしかないのだろうというふうに思っております。

議員おっしゃるとおり、なかなか厳しい帰還の状況であると思っておりますけれども、これはなかなか、卵と鶏の話になってしまうような感じを、ちょっと私自身感じております。つくったほうがいいのか、つからないほうがいいのか、それともどういうふうにしたらいいのかというふうないろいろな意見はあろうかと思っておりますけれども、町としては、まずはそういうふうな対応をしていくべきだろうというふうに考えて、この予算を計上させていただいております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ただいまの答弁、よく分かりました。

いずれにしても、消防団活動、消防機能というのは大切なことであります。1分団、そして2分団、駅を中心とした2つの消防団機能でありますから、十分やっぱり、仮庁舎というのも駅前にあります。これからいざ出動というときのための、様々なやっぱりこれから取組も考えなくてはいけないと思っております。その中で、本当にこの消防機能というものを十分に利活用できるように、これからの取組、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第11款災害復旧費。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 公共土木施設災害復旧事業でございますけれども、議案第81号でも申し上げましたけれども、委託料の公共土木施設災害復旧測量設計業務委託料が全協でも説明をいただきましたけれども、この工事、今後どのように進められていくのか。年度内に終了する工事になっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問に建設課長のほうから説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 岩本議員のご質問に対してご説明申し上げます。

今回、工事請負費といたしまして8,000万円、こちら陣場下2号線と長塚両竹線、今年、9月に災害査定を受けて、災害と認められた箇所でございますが、こちらのほうにつきましては国と協議いたしまして、工期のほうは年度をまたぐような工期の手続を取ってやりたいと考えております。

説明は以上でございます。

（「土木施設復旧」と言う人あり）

○建設課長（猪狩 浩君） 委託料のほうですか。

（「2,000万」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 失礼いたしました。公共土木施設災害復旧測量設計業務委託のほうなのですが、こちらは拠点内の越田団地、第1、第2周辺と、あと北広町地内の町道約11路線、900メートルの委託でございまして、こちらのほうに年内に測量設計のほうを完成いたしまして、年度明け、来年度に災害査定のほうを受けて、その後、工事のほうは発注していきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは、災害復旧工事ということで、うちの町では10年以上前のがまだ、勉強会でもちらっと聞いたのですけれども、残っていると。その中で、一番あれなのは帰還困難区域などがあって、そこは工事ができない状況になっている。今までの、国はそんなでもないけれども、県側が何かだんだん厳しくなっているのだというようなニュアンスでちょっとお話は聞きました。その中で、災害復旧工事ができないのは、当町に原因があるわけではなくて、国で指定されたものにあるわけですから、そこを何らかの形で、場所だけでも特定しておかないと、それはもう10年もたつて違うのだろうということをお話言われかねないと思うのです。

ただ、今現状大変な時期になっているのは分かるのですけれども、帰還して落ち着いたときにでも構わないので、例えば10年ちょっと前の災害のところですよというのとか、そういう写真とか書類とかを全部残して、その後の災害とかいろいろあると思うのですけれども、記録簿ということではないのですけれども、記録を残してちゃんとした災害復旧として補助をもらえる状況にしておかないと、これ国は信用しているから大丈夫だと、もしかするとと言われる可能性も、県も大丈夫だと多分口では言うのですよね。いざそういうふうになったときに、やってもらえない可能性が僕は出てくるのではないかと思うのです。最低でも、今現状はもうしようがない。忙しい中で帰還に向けてのいろんな工事があるので、それが落ち着いたときでもいいので、これは別にこの中で予算を組んでいただいて、その記録というのか、何というのですか、その状況の調査とか、そういうのも今後やらないと、予算の問題が出てくると思うのですけれども、町長、逆にこういうもので予算をつけてもらって、そういう記録と言ったらいいのか、記録というか、そういう災害の記録というか、そういうあれは調査等、やるお考えがあるのか。それをやっておかないと、多分後々ちょっとまずいのかなと思いますけれども。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

まず、東日本大震災から10年半年たって、いわゆる帰還困難区域ということで災害復旧ができなかったというのは現状であります。さらには、平成29年の福島特措法の改正によりまして、特定復興再生拠点区域の認定を受けてから動き出したということであります。そんなことから、これから特定復興再生拠点区域内はもちろんですけれども、それ以外の白地地区、こちらの部分が今、議員おっしゃった意味では大変重要になってくるのかなというふうに考えております。当然10年、11年、もしかすると十何年もたって災害復旧工事ということになる可能性は高いと思っていますので、そういったことも恐らく建設課のほうでも何らかの考えは持っていると思いますので、建設課長のほうに説明させます。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 帰還困難区域の災害復旧箇所につきましては、今後計画を立てまして、災害箇所の調査等を進めてやっております。一番問題なのは線量の問題もございますので、そういう線量低減の措置につきましても、国等と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） すみません。1つだけちょっと言い忘れていたのがあって、例えば、もう10年半前であると言っていいか分からないのですけれども、そのときの災害状況あるではないですか。それを取っていないことによって、多分記録を取っていてもどんどん広がっていくと思うのです。そのまま放っておいたとしたら。では、その責任はどんなのとなったときに、記録を取るによって、これだけの分しか出さないよとか、そういう駆け引きはかなり出てくると思うのです。だけれども、実際、建設課長が言ったように、いろんな話合いの中でそれを進めていかななくてはならないときに、や

っぱり早く直せば安く、早く、被害も少なく直せるのですけれども、時間がたてばたつほど、崖崩れなんかそうですけれども、道が崩れたときに、そのまましておけば、雨が降り何がするって被害が増えていく部分があるではないですか。その大枠でかかった部分、そういうものの交渉もぜひとも国と話ししておいてもらわないと、そこが基礎になって、小さい分のあれまでは出すけれども、では足りないのは国の命令でしょうということになるのですけれども、何か今までいろいろ聞いていると、国も何かずるいところがあって、県と国がずるいところがあって、上から目線で言われても困るので、そういう交渉も、町長、要望書とか行く中で、本当白地地区の方々が戻りたいという方がいっぱいいらっしゃるわけです。帰りたいといったときに、災害復旧できるようになったときに、被害が膨大になっていて、そのときお金がないよというのなかなか厳しい話になってしまうので、そこも責任を持った対応をしていただきたいということは、やっぱり要望の一つに入れるべきかなと私は思うのですけれども、それは町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まさに10年半前の災害の状況と、10年半たってからの状況というのは変化は当然、10年以上もたっているわけですからあるわけです。ですから、まさに災害でそういうふうなあった場所の証拠と言ったらおかしいですけれども、いろいろこちらとしては把握しておくということ。さらには、今ご指摘あったような国、県から、この部分までしか出ませんよ、こちらの部分に対しては、被害が拡大したものに關しては予算はちょっと難しいよという話のないように、こちらとしてもしっかり取り組んでいきますし、一方で、今回の10次提言で、白地地区の除染の考え方、そのときに、いわゆる生活するための除染、インフラというのも当然やらなくてはなりませんから、そういったことと併せて、なるべく早く、皆さんの帰町、帰還できるような災害復旧のための取組というのは、今後、今ご指摘があったように、要望も含めてやっていきたいと思えます。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） すみません。先ほどの発言の訂正をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

岩本議員の説明につきまして、公共土木施設災害復旧測量設計業務委託のやつで、災害査定を次年度、工事発注も次年度と言いましたが、現在この委託につきましては、1月、2月で災害査定を実施するように国、県のほうに要望してございまして、うまくいけば1月、2月で災害査定の実施という形になると思えます。工事着手につきましては、その査定の実施状況によりまして、年内に着手するか、年度明けに工事着手するか、その辺はまだちょっと不透明なところでございまして、申し訳ございませんでした。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま発言の訂正がございましたが、皆さん、承認でよろしいですか。
（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） それでは、第12款公債費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第89号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。
よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議案第90号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款財産収入。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第90号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第20、議案第91号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第91号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第21、議案第92号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第92号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第22、議案第93号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第93号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第23、議案第94号 令和2年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行きます。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款環境性能割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第11款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第12款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第13款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 13ページです。第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 17ページです。第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 21ページです。第16款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第17款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第18款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 24ページです。第19款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第20款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 27ページです。第21款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第22款町債。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 28ページです。歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 54ページです。第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 64ページです。第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 68ページです。第5款労働費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 農地費なのですけれども、今年度の予算にも組み込まれているので、決算ではありますが、ちょっと申し上げたいのですけれども、帰還困難区域伐採除草調査委託料です。帰還困難区域、今回この拠点外、白地地区、町長も何度もおっしゃっていますが、一般質問でも2名の方が拠点外の家屋解体、除染について質問がございましたけれども、この事業も、やはりまずはできるところから帰還困難区域の環境整備を進めていくという事業、担当課も業務が膨大で、なかなかこの帰

還困難区域の中なので、線量も高いということで、業者の選定も厳しいというところでもあるとは思いますが、やはり288号の幹線道路、あそこは直通になっていますけれども、あそこを通るたびに、全く何の状況も変わっていない。もちろん手つかずの状況であります。そこをやはり帰還困難区域の何%という決まった中での除草、伐木というふうなことでありますけれども、やはり拠点外の方たちは、まだ何の手つかずの状態で、うちも壊せないという状況で、希望も何もないわけですよ、やはり。帰還に対して。ですから、今回政府のほうからも方針がこういうふうにありましたけれども、町としても、やはり少しでも町民の皆さんに希望を持ってもらうために、こういった事業を少しでも前進させていく、できるところからやっていくということが大事ではないかなというふうに思うのですけれども、やらないというふうなことは言ってはいないとは思いますが、まず手をつけていただきたいというふうに思って質問いたしました。町長、何かありましたらお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

今回のこの予算に関しましては、たしか復興庁のスキームで予算がついていたと思います。これなかなか、要望したときに、いろいろそういうふうな帰還困難区域の道路関係のほうの除草、伐採、いわゆる林立している樹木の伐採、除草も含めて、いろいろこれは要望した経過がありまして、当時たしか、記憶違いでなければ吉野先生が随分働きかけをしていただいて予算がついたというのを記憶しております。そういったことで、それをうまく今後使わせていただいて、なるべくそういうふうな帰還困難区域の皆さんにも少しずつ町の復興が進んできているというのを自覚していただくためにも、この予算をしっかりと利活用してやっていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） いろいろとこれまで政府の方針、経緯は分かるのですけれども、ようやく拠点外の方針が決まった中で、これまでやらないわけではないというふうな答弁があった中での方針がようやく決まったわけですが、町も国のようにやらないわけではないというようなことを言っているのは、国と同じような対応になってしまいますから、私も一般質問で、まず288号幹線道路20メートル、そこからやっぱり拠点外の除染は計画すべきではないかと、それを言っておりました。

ですから、まず今回、石熊行政区からも要望がございましたけれども、やっぱり目に見える形で、拠点内ばかりではなくて、拠点外もこういう形でやっていますよと、そういうことを示さないことには、なかなか、帰還困難区域全域除染をしたいという町長の考えは分かるのですけれども、まずそのためにはどこから手をつけていくかということもしっかりとやっぱり町の方針を示していかないと、なかなか町民の皆さんが理解はしてくれないし、希望を持ってないというふうに思いますので、何とか、どうせこれから10年かけて、希望する町民の皆さんのところを戻れるような環境整備をすると。だから、この予算は使わなくていいというような、そんなことではないと思うのですが、そういうふうな捉え方も考えられるような、そういう取り組み方はぜひしないでいただきたいというふうに思

いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 73ページです。第7款商工費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 75ページです。第8款土木費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 78ページです。第9款消防費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 80ページです。第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 90ページです。第11款災害復旧費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第12款公債費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 93ページです。第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思ひますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行ひます。

お諮りします。議案第94号について認定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第94号は認定することに決定いたしました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第24、議案第95号 令和2年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページです。歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 10ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 13ページです。第3款国民健康保険事業費納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款財政安定化基金拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第95号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第95号は認定することに決定いたしました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第25、議案第96号 令和2年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第96号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第96号は認定することに決定いたしました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第26、議案第97号 令和2年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 7ページです。第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第97号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第97号は認定することに決定いたしました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第27、議案第98号 令和2年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款支払基金交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第5款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第9款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第10款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 10ページ、歳出に入ります。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 14ページです。第3款財政安定化基金拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款地域支援事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 16ページになります。第5款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第98号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第98号は認定することに決定いたしました。

◎議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第28、議案第99号 令和2年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページです。歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第99号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第99号は認定することに決定いたしました。

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第29、議案第100号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、岩本久人君の退場を求めます。

（6番 岩本久人君退場）

○議長（伊藤哲雄君） 詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入

ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第100号 双葉町教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第100号は同意することに決定しました。

岩本久人君の入場を願います。

(6番 岩本久人君入場)

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第30、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号について、適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第31、発議第4号 双葉町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、4番、石田翼君。

(4番 石田 翼君登壇)

○4番(石田 翼君) ご苦労さまでございます。発議第4号 双葉町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案件につきましては、議会議員の本会議欠席事由として、傷病や育児や介護などを追加し、産前産後の欠席することができる期間を定めるほか、議会の請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるために改正するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第4号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第32、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、石田翼君。

（4番 石田 翼君登壇）

○4番（石田 翼君） 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、地方財政は来年度においても財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策などの実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障などへの対応に迫られており、このために地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国における令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりで、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第5号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第33、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（伊藤哲雄君） 日程第34、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和3年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時10分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 石 田 翼

署名議員 菅 野 博 紀